

第3章 避難計画

1. 事前対策

(1) 防災体制の構築

① 県及び市村の防災体制

栃木県、群馬県及び日光市、沼田市、片品村（以下「各県市村」という。）は、日光白根山の噴火及び火山災害の発生のおそれがある場合に、日光白根山の活動に関する情報等の収集や避難収容活動に関する調整、応急対策に係る連絡調整等を行い、相互応援のもと、避難等の防災対応にあたるための防災体制を構築する。

なお、噴火警戒レベルに応じた防災体制は「10. 日光白根山の防災体制・応急対応」（P56）のとおりである。

② 協議会の構成機関の役割

日光白根山の火山現象に係わる関係機関の主な役割は、「9. 火山活動異常時における各機関の役割」（P55）のとおりである

③ 噴火警戒レベルと防災対応の整理

各県市村による噴火警戒レベルに応じた防災対応の概要は以下のとおりである

噴火警戒レベルに応じた防災対応

（「7. 噴火警戒レベル1～3における規制図」（P40）、「8. 噴火警戒レベル1～3における規制位置図（詳細）」（P41）参照）

噴火警戒レベル	県	市村
5	避難状況の把握	避難勧告・避難指示（緊急）
4	避難状況の把握	避難準備・高齢者避難開始
3	入山規制	入山規制
2	火口周辺規制	火口周辺規制
1	状況に応じて火口内及び近傍への立入規制	状況に応じて火口内及び近傍への立入規制

(2) 情報伝達体制の構築

① 火山に関する予報・警報・情報

種類	内容	発信元
噴火警報（居住地域） 又は噴火警報	居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表。	
噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	居住地域を対象とする場合は、噴火警報（居住地域）又は噴火警報、火口から居住地域の近くまで、あるいは火口周辺を対象とする場合は、噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報を発表。	
噴火予報	火山活動が静穏（活火山であることに留意）な状態が予想される場合、また、噴火警報を解除する場合に発表。	
降灰予報（定時）	噴火により降灰のおそれがある火山に対して噴火の発生にかかわらず定期的に発表。	

降灰予報（速報）	噴火発生後1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を示し、噴火後速やかに（5分から10分）に発表。	気象庁
降灰予報（速報）	噴火発生から6時間先まで予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、噴火後20分から30分で発表。	
火山ガス予報	居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表。	
火山現象に関する情報等	<p>○火山の状況に関する解説情報（臨時） 噴火警戒レベルの引き上げ基準に達してはいないが、今後の火山活動の推移によっては、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合等に発表。</p> <p>○火山の状況に関する解説情報 噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化が見られるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に発表。</p> <p>○火山活動解説資料 地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表。</p> <p>○月間火山概況 前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月1回発表。</p> <p>○噴火に関する火山観測報 噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表。</p>	
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、住民、登山者等に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取るために発表される情報。	
土砂災害緊急情報	緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報。	国土交通省

② 協議会の構成機関における情報伝達・共有

日光白根山に関する噴火警戒レベル、噴火予報、降灰予報等の情報は「11. 情報連絡体制」（P57）により伝達される。

③ 登山者、観光客、住民等への情報伝達と手段

- ・ 国や各縣市村は、登山関係や観光関係等の各種団体・企業と連携し、これら各機関が開設するホームページ等の各種メディアから火山に関する情報を登山者や観光客（以下「登山者等」という。）が得られるようにするための取組を推進する。
- ・ 国や各縣市村は、登山者等への情報伝達をより確実にするため防災行政無線、サイレン、緊急速報（エリア）メール、登録制メール等を用いた情報伝達、また、登山口やロープウェイ駅舎における火山に関する情報の掲示、観光施設や周辺宿泊施設等の管理者等を介した情報伝達など、さらなる情報伝達手段の多様化を図る。
- ・ 国や各縣市村は、携帯端末を活用した情報伝達の充実のため、関係する事業者と連携して緊急速報（エリア）メールの活用や電波通信状況の改善に努める。また、登山者等が、事前に電波通信状況を把握できるよう、事業者等が作成している電波通信可能域を示したエリアマップについて、分かりやすいように公

表・情報発信する取組を関係者と連携して推進する。

・国や各州市村は、観光施設、宿泊施設、交通機関のターミナル等の登山者等が立ち寄る場所において、日光白根山が活火山であることや火山活動状況の情報を発信するなど、観光施設や旅行者、交通事業者等と連携しながら、旅行者への確実な情報伝達に努める。

④ 異常現象の報告等

噴火、降灰、鳴動、地温の上昇等火山活動と思われる異常な現象を発見又は覚知した者は、災害対策基本法第54条（発見者の通報義務）により日光市、沼田市、片品村（以下「市村」という。）又は警察署等に通報する。

通報を受けた市村又は警察署等は、「11. 情報連絡体制 (2) 異常現象等の発見者通報」（P59）により速やかに関係機関へ連絡する。

(3) 避難のための事前対策

① 噴火警戒レベルと避難勧告・避難指示等の発令基準

市村は、気象庁から噴火警戒レベルが発表され、噴火により被害が発生、あるいは切迫している状態にあり、人の生命又は身体を災害から保護する必要がある場合の、警戒区域の設定による立入規制や避難勧告等発令のための目安を以下のとおり定める。

ア 立入規制（災害対策基本法第63条）の基準

市村長は、噴火警戒レベルに併せて警戒区域（立入規制区域）を設定し、住民、登山者、旅行者等を区域内から退去するよう命じることができる。

イ 避難準備・高齢者等避難開始の発令基準

市村長は、噴火警戒レベル4（避難準備）が発表されるなど、居住地域に被害を及ぼす噴火が発生することが予想される（可能性が高まってきている）場合、「避難準備・高齢者等避難開始」を規制区域内に発令する。

ウ 避難勧告等発令（災害対策基本法第60条）の発令基準

市村長は、噴火警戒レベル5（避難）が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にあり、人の生命又は身体を災害から保護する必要がある場合、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」を規制区域内にある避難対象区域に発令する。

② 指定緊急避難場所の指定

市村は、火山現象の影響を受けない所であつ住民が短時間で避難が可能な場所を指定緊急避難場所に指定する。

なお、登山口から山頂までの間には指定緊急避難場所がないことから、各州市村は、協議会において、平成27年12月1日に内閣府より公表された「活火山における退避壕等の充実に向けた手引き」等を踏まえ、退避壕・退避舎の必要性について検討することとし、その際、五色沼避難小屋、七色平避難小屋、日光白根山ロープウェイ等の既存施設を利活用するとともに、新規に退避壕・退避舎を整備することについても検討する。

③ 指定避難所の指定

市村は、火山ハザードマップを踏まえ、安全な地域に、指定避難所を指定し、地域防災計画に定める。

日光白根山に関する指定緊急避難場所・指定避難所（令和3年2月現在）

地区	指定緊急避難場所		施設名	所在地
		指定避難所		
湯元	中宮祠小中学校	中宮祠小中学校	中宮祠小中学校	日光市中宮祠2478番地
	栃木県立日光自然博物館	—	栃木県立日光自然博物館	日光市中宮祠2480番地1

④ 避難経路の設定（火口周辺）

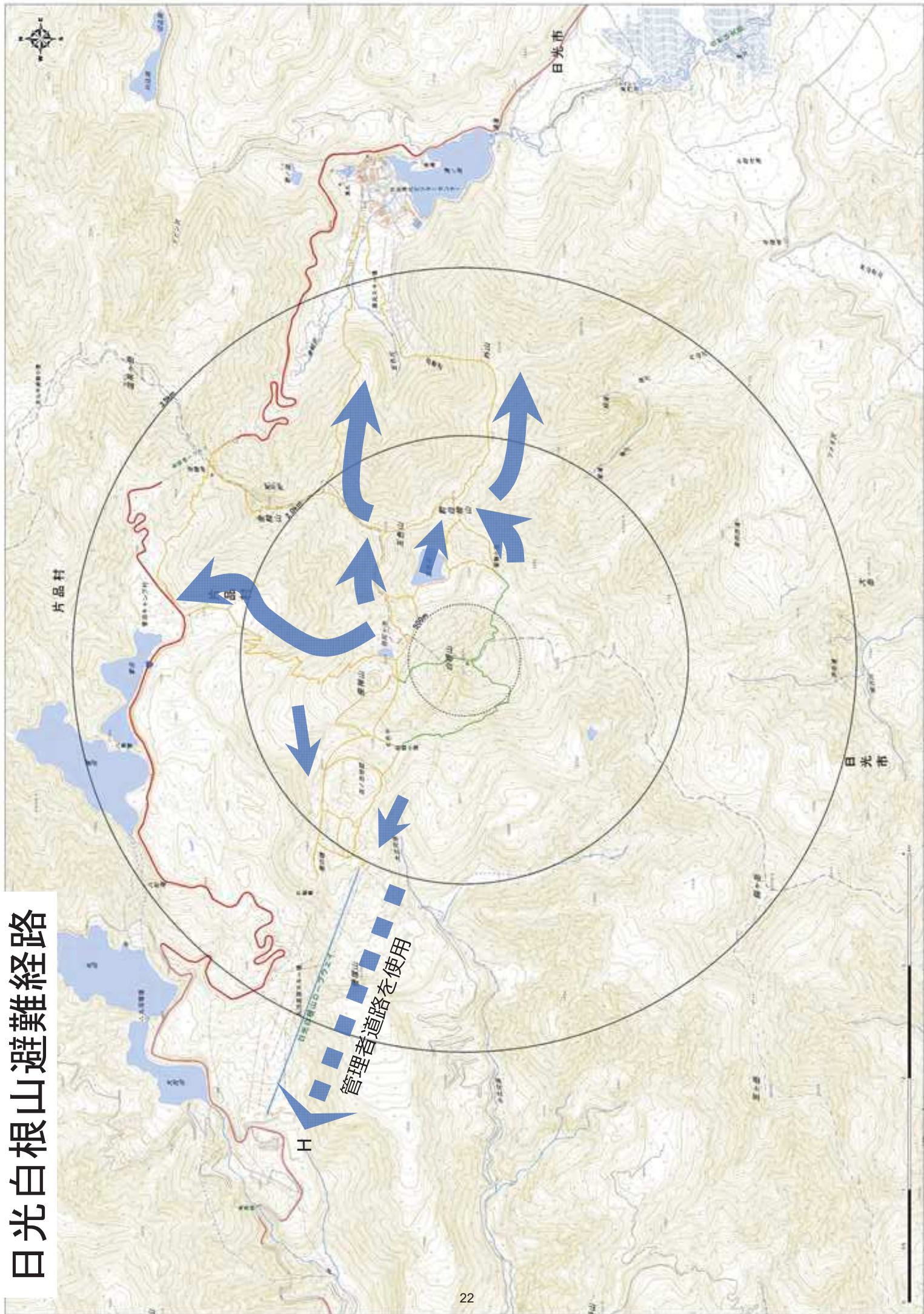
避難経路については、その時々火山現象を勘案しながら、いくつかの登山道から適切なものを設定し、避難する。

なお、日光白根山ロープウェイ山頂駅付近からの避難については、管理用道路を徒歩により行うものとし、ロープウェイは原則的に使用しない。

日光白根山において設定している避難経路は以下のとおり。

日光白根山避難経路
P22のとおり

日光白根山避難経路



⑤ 避難手段の確保

噴火時等の避難では、徒歩や自家用車等、各自の手段で避難することを基本とする。

また、突発的に噴火した場合等において、火口周辺等から逃げ遅れた登山者等や避難指示（緊急）発令による集団避難の輸送手段として、各縣市村は、警察、消防、自衛隊、避難促進施設、輸送機関及び協議会の構成機関と連携して車両等の確保を図るとともに、平時から輸送機関と災害時応援協定等に基づく輸送手段の確保に向けた取組を進める。

(4) 救助体制の構築

① 救助に関する情報共有体制

市村は、現場における逃げ遅れた者・行方不明者の救助活動に関して、県、警察、消防、自衛隊と協議し、調整を図り、互いに連携のとれた計画（救助計画）を策定する。

各縣市村及び警察は、連携して、登山届等や下山した登山者等の情報、避難者の状況などを収集し、関係機関で共有する体制を整備する。

② 救助に関する資機材等

警察、消防、自衛隊は、救助活動時に必要となる資機材の確保・配備に努める。

なお、火山噴火に係る主な救助資機材等は、以下のとおりである。

- ・火山性ガス検知器
- ・防毒マスク
- ・軽量救助担架
- ・スコープ（大・小）
- ・ゾンデ棒（プローブ）
- ・スパッツ（ゲイター／ストック）
- ・バックパック
- ・ドローン（無人ヘリ）
- ・ヘルメット
- ・ゴーグル
- ・デジタル温度計

③ 救助・医療体制

火山災害等により多数の負傷者が発生した場合に備え、治療可能な医療機関のリストアップや現場からの搬送体制を定めておく。

災害拠点病院

所在地	医療機関名
日光市	獨協医科大学日光医療センター
沼田市	沼田病院
沼田市	利根中央病院

へり離発着場

市町村名	名称	所在地
日光市	湯元スキー場	日光市湯元 1066 林班
〃	二荒山外苑運動場	日光市中宮祠2472
〃	日光霧降スケートセンター駐車場	日光市所野2854地先
〃	日光市今市運動公園	日光市今市1659-131
〃	丸山公園野球場	日光市瀬尾1640-23
片品村	片品中学校	片品村鎌田4480
〃	片品南小学校	片品村花咲2118
〃	戸倉運動公園多目的広場	片品村戸倉字片開1
〃	白根トレーニング広場	片品村東小川971
〃	片品へりポート	片品村越本字太田向11先

(5) 避難促進施設

① 避難促進施設の指定

市村は、火口からの距離等施設の位置や影響する火山現象、利用者数等施設の規模、その他地域の実情を考慮し、集客施設等を避難促進施設として、地域防災計画に位置づける。

避難促進施設の指定にあたっては、協議会において協議するとともに、施設の所有者等と十分に調整を行う。

※日光白根山においては未指定（平成31年3月現在）

○避難促進施設の候補地

噴火警戒レベル3の対象範囲内に含まれる集客施設を避難促進施設の候補地とする。

② 避難確保計画作成の支援

市村は、避難促進施設の所有者等に対し、利用者等に対する情報伝達体制や避難誘導方法等を定めるなど、「避難確保計画」の作成を求め、その支援にあたる。特に、本避難計画や地域防災計画と整合がとれるよう、協議や助言等を行う。

2. 噴火時等の対応（緊急フェーズ）

(1) 各噴火警戒レベルに応じた避難対応

(「10. 日光白根山の防災体制・応急対応」(P56) 参照)

① 噴火警戒レベル1（異常現象の通報又は解説情報（臨時）が発表された場合）

ア 協議会の構成機関の対応

(「9. 火山活動異常時における各機関の役割」(P55) 参照)

協議会の構成機関は、異常現象の通報又は解説情報（臨時）が発表された場合、必要な防災対応について協議を行い対応にあたる。

各県市村等は、防災対応が必要と判断される場合、火口内及び近傍への立入規制等の必要な対応をとる。

また、噴火警戒レベル2に引き上げられた場合や噴火した場合に備え、火口周辺規制や登山者等の避難誘導、救助活動などの防災対応の準備を行う。

関係機関は、市村等が説明会等を開催する場合は、連携し対応する。

イ 情報収集・伝達

(「11. 情報連絡体制」(P56) 参照)

(ア) 栃木県、群馬県（以下「県」という。）は、気象庁から解説情報（臨時）の発表等の連絡を受けた場合、関係機関に情報を提供する。住民、登山者等に対しても、市村と連携し、異常現象が発生していることや解説情報（臨時）の発表について周知し、今後の情報について注意を促す。

なお、火口内及び近傍への立入規制を実施した場合の対応については、噴火警戒レベル2に準じる。

(イ) 市村は、気象庁から解説情報（臨時）の発表等の連絡を受けた場合、関係機関に情報を伝達し情報を共有する。また、防災行政無線、ホームページ、メール、ラジオ等報道機関の活用等により、住民、登山者等に対して、異常現象が発生していることや解説情報（臨時）の発表について伝達し、今後の情報について注意を促す。

また、必要に応じて、協議会と連携し、住民、登山者等への合同説明会を開催する。

なお、火口内及び近傍への立入規制を実施した場合の対応については、噴火警戒レベル2に準じる。

ウ 協議会の開催

協議会は、必要に応じて開催し、火山の活動状況や被害情報等について情報共有を行うとともに、防災対応について協議を行う。（噴火警戒レベル2以上についても同じ。）

協議会の開催場所（候補地）については、以下のとおりとし、状況に応じてその中から開催場所を決定する。（噴火警戒レベル2以上についても同じ。）

○開催場所（候補地）

- ・栃木県庁
- ・群馬県庁
- ・日光市役所

- ・日光行政センター
- ・日光市役所中宮祠出張所
- ・片品村役場

エ 火口内及び近傍への立入規制

市村及び関係機関は、火口内及び近傍への立入規制を実施した場合、「7. 噴火警戒レベル1～3における規制図」(P40)、「8. 噴火警戒レベル1～3における規制位置図(詳細)」(P41)に示す噴火警戒レベル1の規制位置に登山道の規制に関する看板等を設置し、規制の理由や情報の更新日時等を示す。

市村は、警察、消防等と連携し、火口内及び近傍への立入規制範囲内に逃げ遅れた者がいないか確認する。

② 噴火警戒レベル2の場合

ア 協議会の構成機関の対応

(「9. 火山活動異常時における各機関の役割」(P55) 参照)

噴火警戒レベルが2に引き上げられた場合、各県市村は、必要な防災体制をとり、関係機関との情報共有体制を強化する。

また、協議会での協議を踏まえ、火口周辺規制を実施するとともに、登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導する。

協議会の構成機関は、あらかじめ定められている火口周辺規制の範囲に基づき、協議会で、火山活動の状況も踏まえ、規制範囲について協議(確認)する。

また、今後、噴火警戒レベル3に引き上げられた場合や噴火した場合に備え、入山規制や登山者等の避難誘導、救助活動などの防災対応の準備を行う。

イ 情報収集・伝達

(「11. 情報連絡体制」(P57) 参照)

(ア) 県は、気象庁から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、関係機関に情報を伝達し共有する。住民、登山者等に対して、ホームページ、ラジオ等報道機関の活用等により噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や火口周辺規制の実施について周知するとともに、防災ヘリコプターを活用し、規制範囲外への避難を繰り返し呼びかける。

また、市村及び警察等と連携し、登山届等から登山者等の情報を収集するとともに、登山口等で、規制範囲から避難してきた登山者等の情報を収集・整理し、登山届等との照会を行い、協議会の構成機関と情報を共有する。

さらには、協議会の構成機関間で、火山周辺規制の実施状況、住民、登山者等への周知等の対応状況を把握して情報を共有し、協議会は関係市村が必要に応じて開催する住民、登山者等への合同説明会について協力する。

(イ) 市村は、気象庁から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、関係機関に情報を伝達し情報共有を図る。

また、防災行政無線、ホームページ、メール、看板の設置、ラジオ等

報道機関の活用等により、住民、登山者等に対して、噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や火口周辺規制の実施について周知するとともに、必要に応じて、協議会と連携し、住民、登山者等への合同説明会を開催する。

なお、特に、外国人観光客等については、多言語での観光協会ホームページへの情報掲載等、観光協会と連携し、規制について周知することを検討する。

住民、登山者等への周知については、予め下記を参考に、火山地域の実情に応じた文例を定めておく。

〈住民等向けの防災行政無線文例〉

こちらは、〇〇市（村）です。

本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が日光白根山に発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。

これにより、日光白根山に火口周辺規制がかかります。

住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

〈登山者等向けの防災行政無線文例〉

こちらは、〇〇市（村）です。

本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が日光白根山に発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。

これにより、日光白根山に火口周辺規制がかかります。規制範囲内にいる登山者・観光客等の皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、周囲の人へも声をかけながら規制範囲外への避難をお願いします。

今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

〈エリアメール文例〉

こちらは、〇〇市（村）です。

本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が日光白根山に発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。

これにより、日光白根山に火口周辺規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、周囲の人へも声をかけながら規制範囲外への避難をお願いします。

また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

ウ 火口周辺規制

市村及び関係機関は、「7. 噴火警戒レベル1～3における規制図」（P40）、
「8. 噴火警戒レベル1～3における規制位置図（詳細）」（P41）に示す噴火警戒レベル2の規制位置に登山道の規制に関する看板等を設置し、規制の理由や情報の更新日時等を示す。

市村は、警察、消防等と連携し、火口周辺規制範囲内に逃げ遅れた者がいな

いか確認する。

エ 登山者等の避難誘導

(ア) 県は、ホームページ、防災ヘリコプター、ラジオ等報道機関の活用等により、登山者等に火口周辺規制範囲から規制範囲外へ避難するよう呼びかける。

(イ) 市村は、防災行政無線、ホームページ、メール、ラジオ等報道機関の活用や避難促進施設への連絡等により、登山者等に火口周辺規制範囲から規制範囲外へ避難するよう呼びかける。なお、外国人対応として多言語での呼びかけを行うよう努める。

また、避難誘導を行う際は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家、協議会等の助言を踏まえ対応する。

(ウ) 警察、消防等は登山者等の避難誘導にあたる。

③ 噴火警戒レベル3の場合

ア 協議会の構成機関の対応

(「9. 火山活動異常時における各機関の役割」(P55) 参照)

噴火警戒レベルが2から3に引き上げられた場合、各県市村は、必要な防災体制をとり、関係機関との情報共有体制を強化する。

また、協議会での協議を踏まえ、入山規制を実施するとともに、避難促進施設等と連携し登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導する。

協議会の構成機関は、あらかじめ定められている入山規制の範囲に基づき、協議会で、火山活動の状況も踏まえ、規制範囲について協議(確認)する。

また、今後、噴火警戒レベル4に引き上げられた場合や噴火した場合に備え、避難対象地域や避難経路、避難所等の確認、避難誘導体制などの防災対応について協議し、各機関の準備を促す。

イ 情報収集・伝達(「11. 情報連絡体制」(P57) 参照)

(ア) 県は、気象庁から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、関係機関に情報を伝達し共有する。住民、登山者等に対して、ホームページ、ラジオ等報道機関の活用等により噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や入山規制の実施について周知するとともに、防災ヘリコプターを活用し、規制範囲外への避難を繰り返し呼びかける。

また、市村及び警察等と連携し、登山届等から登山者等の情報を収集するとともに、登山口等で、規制範囲から避難してきた登山者等の情報を収集・整理し、登山届等との照会を行い、協議会の構成機関と情報を共有する。

さらには、協議会の構成機関間で、入山規制の実施状況、住民、登山者等への周知等の対応状況を把握して情報を共有し、関係市村が必要に応じて開催する住民、登山者等への合同説明会について協力する。

(イ) 市村は、気象庁から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、関係機関に情報を伝達し情報共有を図る。

また、防災行政無線、ホームページ、メール、看板の設置、ラジオ等

報道機関の活用等により、住民、登山者等に対して、噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や入山規制の実施について周知するとともに、必要に応じて、協議会と連携し、住民、登山者等への合同説明会を開催する。

なお、特に、外国人観光客等については、多言語での観光協会ホームページへの情報掲載等、観光協会と連携し、規制について周知することを検討する。

住民、登山者等への周知については、予め下記を参考に、火山地域の実情に応じた文例を定めておく。

〈住民等向けの防災行政無線文例〉

こちらは、〇〇市（村）です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が日光白根山に発表され、噴火警戒レベル3（入山規制）に引き上げられました。
これにより、日光白根山に入山規制がかかります。
〇〇地区の高齢者等避難に時間がかかる方は、今後、噴火のおそれがありますので、避難の準備を始めてください。
住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

〈登山者等向けの防災行政無線文例〉

こちらは、〇〇市（村）です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が日光白根山に発表され、噴火警戒レベル3（入山規制）に引き上げられました。
これにより、日光白根山に入山規制がかかります。規制範囲内にいる登山者・観光客等の皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、周囲の人へも声をかけながら規制範囲外への避難をお願いします。
今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

〈エリアメール文例〉

こちらは、〇〇市（村）です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が日光白根山に発表され、噴火警戒レベル3（入山規制）に引き上げられました。
これにより、日光白根山に入山規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、周囲の人へも声をかけながら規制範囲外への避難をお願いします。
また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

ウ 入山規制

市村及び関係機関は、7. 噴火警戒レベル1～3における規制図」（P40）、
「8. 噴火警戒レベル1～3における規制位置図（詳細）」（P41）に示す噴

火警戒レベル3の規制位置に登山道の規制に関する看板等を設置し、規制の理由や情報の更新日時等を示す。

市村は、警察、消防等と連携し、入山規制範囲内に逃げ遅れた者がいないか確認する。

エ 登山者等の避難誘導

(ア) 県は、ホームページ、防災ヘリコプター、ラジオ等報道機関の活用等により、登山者等に入山規制範囲から規制範囲外へ避難するよう呼びかける。

(イ) 市村は、防災行政無線、ホームページ、メール、ラジオ等報道機関の活用や避難促進施設への連絡等により、登山者等に入山規制範囲から規制範囲外へ避難するよう呼びかける。なお、外国人対応として多言語での呼びかけを行うよう努める。

また、避難誘導を行う際は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家、協議会等の助言を踏まえ対応する。

(ウ) 警察、消防等は登山者等の避難誘導にあたる。

オ 要配慮者の避難準備

市村は、要配慮者に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者が自主避難することを想定し、避難所等の開設準備を行う。

カ 避難促進施設による避難誘導

(ア) 火口近くに位置する避難促進施設の管理者等は、施設の利用者等に対して、噴火警戒レベルが3に引き上げられたことを周知するとともに、退避が必要な場合、緊急退避の措置をとる。

また、市村と協議・連携し、規制範囲外へ避難誘導を行う。

(イ) 市村は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家、協議会等の助言を踏まえ、避難促進施設の利用者等の緊急退避やその後の避難について、施設と協議し、避難が必要となった場合には、施設と連携し規制範囲外への避難誘導にあたる。

(2) 噴火警戒レベルが事前に引き上げられないまま噴火に至った場合の避難対応

(突発的に噴火した場合 (噴火警戒レベル1 → 2 又は 3))

ア 協議会の構成機関の対応

各縣市村は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、警戒体制をとり、避難誘導等を行う。

なお、噴火の発生位置や噴火の規模などがある程度判明した際は状況に応じた体制に移行する。

また、県は、必要に応じて、自衛隊への災害派遣要請を行う。

協議会の構成機関は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、警戒体制をとり、噴火直後の情報共有を図り、市村等と連携し、防災対応にあたる。

噴火速報は、登山者等に噴火をいち早く伝え、火口近くに立ち入らないよう

周知するための情報であり、噴火速報が発表されていない時は、噴火現象の通報を受けた関係機関は直ちに火山監視・警報センターに通知する。

イ 情報収集・伝達

(ア) 県は、気象庁の噴火速報等を入手した場合、ホームページ、ラジオ等報道機関の活用等により、市村が住民、登山者に対して行う周知活動について支援する。

なお、防災ヘリコプターは、噴火の状況を踏まえ飛行可能な場合のみ運行し、下山の呼びかけを行う。

また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民、登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を集約し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

(イ) 市村は、気象庁の噴火速報等から「火山が噴火した」「緊急退避の実施」などの情報を、速やかに住民、登山者等に周知するため、防災行政無線、広報車、メール、テレビ、ラジオ、ホームページなどによる情報伝達等、様々な手段活用する。その後、必要に応じて、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲、避難勧告・指示等の発令などを伝達する。

また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民、登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を収集し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

なお、特に、外国人観光客等については、多言語での観光協会ホームページへの情報掲載等、観光協会と連携し、噴火の発生について周知することを検討する。

住民、登山者等への周知については、予め下記を参考に、火山地域の実情に応じた文例を定めておく。

〈防災行政無線文例〉

こちらは、〇〇市（村）です。
本日午前（午後）〇時〇分に日光白根山で噴火が発生しました。
火口近くにいる登山者・観光客、住民等の皆様は、至急、近くの建物や岩陰に避難してください。建物内では、施設の管理者の指示に従い、建物の外に出ないでください。
また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

〈エリアメール文例〉

こちらは、〇〇市（村）です。
本日午前（午後）〇時〇分に日光白根山で噴火が発生しました。
火口近くにいる登山者・観光客、住民等の皆様は、至急、近くの建物や岩陰に避難してください。建物内では、施設の管理者の指示に従い、建物の外に出ないでください。
また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

(ウ) 警察、消防、自衛隊は、要救助者の情報を把握した場合、協議会、県、市村等関係機関と情報を共有するとともに、救助の体制をとる。

(エ) 避難確保施設の管理者等は、噴火を認知した場合、市村に直ちに伝達するとともに、施設の被害や緊急退避した人数、負傷者の有無などの状況を整理し、市村に報告する。

ウ 入山規制等

火口周辺規制や入山規制の実施については、噴火警戒レベル2又は3の対応を参照。

エ 登山者等の緊急退避とその後の避難誘導

(ア) 市村は、登山者等に対して緊急退避を呼びかけるとともに、避難促進施設等とも連携し、協議会での協議を踏まえ、緊急退避後の避難誘導にあたる。なお、その際の避難は、徒歩や自家用車等を基本とするが、移動手段のない人のための避難手段については、市村等がその確保に努める。

(イ) 協議会の構成機関は、協議会において、登山者等の避難誘導の実施時期について協議する。

また、市村等が行う登山者等の緊急退避後の避難誘導、輸送手段の確保等について支援する。

(ウ) 警察、消防、自衛隊は、市村、道路管理者等と協力し、交通整理・誘導、規制や立入制限等を行って、登山者等の緊急退避後の避難誘導にあたる。

(エ) 観光関係団体・観光関係事業者団体など火口付近で活動している機関・団体は、自らの安全を確保し、登山者等に対して、緊急避難の呼びかけや緊急退避の誘導を行う。

(オ) 登山者等は、周辺の施設や岩陰等へ緊急退避するとともに、噴石の飛散等の状況を見ながら火口から離れるよう避難する。また、避難の際は、周囲の人に避難を呼びかけながら下山する。

オ 緊急退避を行わない登山者等の避難誘導

(ア) 県は、市村が行う登山者等の避難誘導、輸送手段の確保等について支援する。

(イ) 市村は、協議会での協議を踏まえ、避難促進施設等とも連携し、登山者等の避難所等、もしくは規制範囲外までの避難誘導にあたる。緊急退避後の避難誘導にあたる。なお、その際の避難は、徒歩や自家用車等を基本とするが、移動手段のない人のための避難手段については、市村等がその確保に努める。

(ウ) 協議会の構成機関は、協議会において、登山者等の避難誘導について協議する。

(エ) 警察、消防、自衛隊は、市村、道路管理者等と協力し、交通整理・誘導、規制や立入制限等を行って、登山者等の緊急退避後の避難誘導にあたる。

カ 避難所の開設

市村は、登山者等の避難に対して、その受入先となる避難所の開設を速やかに行う。

キ 避難促進施設による避難誘導

避難確保施設の管理者等は、突発的に噴火した場合、噴石等から利用者を守るため、避難場所等への緊急退避の誘導を行う。緊急退避後、必要に応じて、さらにより安全な避難場所等への誘導を行う。

また、施設に緊急退避した人数や負傷者の有無などの状況を市村に報告する。

(3) 救助活動

① 救助活動の体制

ア 合同調整所（現地合同指揮所）等の設置等

県、市村、警察、消防、自衛隊等は、救護活動を円滑に行うために、現場活動での一体性、効率性、安全性を考慮し、合同調整所（現場合同指揮所）等を設置するなど体制を整える。（設置場所については、その都度調整する。）

イ 救助活動への支援体制

救助活動の対象範囲の検討・確認や活動実施の際には、警察、消防、自衛隊に加え、必要に応じて、気象庁、火山専門家、国土交通省、林野庁、環境省等が技術的な支援を行う。

ウ 活動基準の設定

警察、消防、自衛隊は、噴火時等において、二次災害を防止し、円滑に救助活動を行うため、火山活動の状況や降雨の状況などによる活動基準を設定する。噴火時等における救助活動の可否の判断は、速やかに各部隊へ周知するとともに、判断に結びつく情報を入手した場合は、現場の合同調整所（現場合同指揮所）等から災害対策本部等に速やかに報告する。

気象庁、火山専門家、国土交通省等は、監視・観測データなどから、火山活動の見込みや土砂災害の危険性などによる活動基準の設定について助言を行う。

エ 救助活動の範囲

県、関係市村、警察、消防及び自衛隊は、監視・観測データ等により予想される火山現象の影響範囲や土砂災害の危険範囲等について、気象庁、火山専門家、国土交通省等からの情報提供や助言等を踏まえ、活動が可能な範囲を検討する。

オ 活動部隊の退避等が可能な場所の設定

警察、消防、自衛隊は、救助活動中に、異常現象が発生した場合や噴火した場合、一時的に、活動範囲から直ちに避難できる場所を設定する。また、天候の悪化等で活動を一時中断する場合、活動範囲から、救助活動を行う全員が直ちに避難できる避難場所等を設定する。その際、救助活動を行う全員を収容する

ためにも、複数の避難所等を設定する。

また、退避もしくは避難後、速やかに避難等が完了したことを確認する。

② 登山者等の救助活動

ア 要救助者情報の把握

各縣市村と警察等は連携し、登山届と火口近くに位置する避難促進施設等における緊急退避状況、下山したものからの情報、避難者情報等を照合することにより、要救助者の情報集約・整理を行い、協議会の構成員と情報を共有する。

イ 救助活動

警察、消防、自衛隊等救助に関わる機関は、共有された要救助者情報をもとに活動範囲における救出ルートや安全に退避できる場所を確認し、計画を作成して、捜索及び救助活動を行う。

③ 医療活動

各縣市村は、負傷者が発生した場合、公的医療機関において医療活動を行うほか、民間医療機関に対して、受入等の協力を求めるものとする。

また、県は必要に応じて、速やかに、医療関係機関又は国等に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣について要請する。

（４）災害対策基本法に基づく警戒区域

市村は、火山災害において、人の生命又は身体への危険を防止するために、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

また、すでに開設されている避難所等や住民、登山者等に対して、警戒区域が設定されていることを周知する。

なお、警戒区域の範囲については、気象庁、火山専門家等の助言も踏まえ、合同会議等で協議し設定する。

県は、火山災害において、人の生命又は身体への危険を防止するために、特に必要があると認めるときは、市村に対して、警戒区域の設定について助言を行う。

気象庁、火山専門家等は、市村が警戒区域を設定する際に、助言を行う。

協議会の構成機関は、警戒区域の範囲について協議を行う。

市村、警察、道路管理者は、警戒区域の設定に伴う通行規制等の実施や規制箇所を設置などを行う。

（５）報道機関への対応

協議会の事務局である県は、協議会の構成機関と情報を共有し、協議会で協議した対応方針や防災対応の状況についての情報を発信するとともに、報道機関からの取材・問い合わせに適時対応する。なお、専門的な説明が必要となる場合、適宜、協議会の構成機関に対応を依頼する。

また、必要に応じて関係機関と合同で記者会見を行う。合同記者会見では、関係機関が役割に応じて説明・対応する。

市村は、協議会としての体制が整うまでの間や、地域住民に対するきめ細やかな対応等に備え、報道機関対応の窓口を設置して情報発信を行う。

3. 緊急フェーズ後の対応

(1) 降灰後の土石流の対応

① 住民の避難

ア 避難情報の発令

(ア) 避難準備・高齢者等避難開始の発令

日光市長は、大雨警報（土砂災害）の発表その他の状況により土石流の発生のおそれがあると判断した場合は、必要に応じ、被害が想定される居住地域（以下「避難区域」という。）に対して「避難準備・高齢者等避難開始」を発令する。

(イ) 避難勧告の発令

日光市長は、土砂災害警戒情報の発表その他の状況により土石流の発生のおそれがあると判断した場合は、避難区域に対して「避難勧告」を発令する。

(ウ) 避難指示（緊急）の発令

日光市長は、土石流が発生した場合は、避難区域に対して「避難指示（緊急）」を発令する。

(エ) 対象区域

「日光白根山火山噴火ハザードマップ 日光市湯元地区拡大図」（P12）のとおり。

(オ) 対象区域内の世帯数及び人口（令和3年1月1日現在）

自治組織名	世帯数	人口
湯元自治会	120 世帯	158 人

イ 避難に関する情報の伝達

日光市は、防災行政無線、ホームページ、メール、広報車、ラジオ等報道機関の活用等により、住民等に対して、避難情報を伝達する。

ウ 避難手段

指定緊急避難場所への避難手段は、原則として自家用車等による自力避難とするが、集団避難の場合は、日光市が輸送車両等の確保を図る。

エ 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

日光市は、大雨警報（土砂災害）又は土砂災害警戒情報の発表その他の状況により土石流発生のおそれがあると判断し、避難情報を発令した場合には、直ちに次の指定緊急避難場所及び指定避難所を開設する。

地区	指定緊急避難場所		施設名	所在地
		指定避難所		
湯元	中宮祠小中学校	中宮祠小中学校	中宮祠小中学校	日光市中宮祠2478番地
	栃木県立日光自然博物館	—	栃木県立日光自然博物館	日光市中宮祠2480番地1

② 観光客の避難

ア 避難に関する情報の伝達

日光市は、防災行政無線、ホームページ、メール、広報車、ラジオ等報道機関の活用等により、観光客に対して、避難情報を伝達する。

観光協会は、観光客全体に対して、また、観光施設管理者、宿泊施設管理者は、施設利用者に対して、避難情報を伝達する。

イ 避難の実施

日光市は、大雨警報（土砂災害）又は土砂災害警戒情報の発表その他の状況により土石流発生のおそれがあると判断し、避難情報を発令した場合は、一時滞在场所又は①－エにより開設した指定緊急避難場所及び指定避難所に避難誘導する。

宿泊施設等の利用者については、当該施設管理者が避難誘導を行う。

なお、観光客のうち直接帰宅を希望する者については、安全が確保され交通に支障のない範囲において、それを妨げない。

ウ 避難手段

一時滞在场所又は指定緊急避難場所及び指定避難所への避難手段は原則として自家用車等による自力避難とするが、交通手段の確保が必要な場合は、日光市が輸送車両等の確保を図る。

※融雪型火山泥流の対応については、小中規模噴火において影響ある居住地域がないため記載していない。

(2) 規制範囲の縮小又は解除

規制を実施している市村は、規制範囲の縮小又は解除を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。

また、規制範囲を縮小又は解除することを防災行政無線やメール、ラジオ等を活用し住民等に周知する。

県は、市村と規制範囲の縮小又は解除について協議調整を行う。また、市村が行う規制範囲の縮小又は解除についての住民等への周知活動を支援する。

気象庁、火山専門家等は、火山活動の状況等から、規制範囲の縮小又は解除について、市村や県に助言を行う。なお、迅速で適切な規制範囲の縮小について助言するには、規制範囲内の観測機器の復旧と現地調査が必要であり、各縣市村はその活動を支援する。

(3) 風評被害対策

協議会の構成機関は、協議会として報道機関に対し、最新の火山活動、影響範囲、噴火時等のリスク、登山者等の安全対策、民間事業者の営業状況等についての正確な情報提供に努める

各縣市村は、噴火活動の沈静後、協議会の協議を踏まえて、協議会の構成機関と連携し、積極的な観光PR活動を行うなど地域のダメージを軽減するよう努める。

4. 防災啓発と訓練

(1) 防災啓発と学校での防災教育

① 登山者、観光客、住民等への防災啓発

- ・ 協議会の各構成機関は、日光白根山が活火山であることを認識したうえで、その危険性を十分に理解し、登山者が自身の安全に責任を持つよう周知するとともに、登山口等においても活火山であることや火山の活動状況を掲示するほか、チラシを配布するなど、山岳団体等の関係団体とも連携協力しながら、様々な手段で登山者や観光客等に対して火山に関する理解度の向上を図るよう努める。
- ・ 協議会の各構成機関は、登山届等の提出促進に取り組む。
- ・ 国や各縣市村は、火山防災マップ等の住民への配布や説明の機会を通じて、地域住民の火山防災の意識高揚を図るとともに、地域の自主防災組織や防災リーダーを育成するなどの取り組みを継続的に実施するよう努める。

② 学校での防災教育

国や各縣市村は、地元の学校に対して、出前講座の実施、パンフレットの作成や配布等を行い、火山防災に関する学校教育について積極的に支援するよう努める。

(2) 防災訓練

- ・ 市村は、単独若しくは協議会の構成機関と合同で、協議会において協議した避難計画を基に、突発的な噴火や、登山者や観光客、避難対象地区の住民を想定した避難訓練や図上訓練などの火山防災訓練を継続的に実施するよう努める。
- ・ 協議会の構成機関による合同防災訓練については、協議会等において、訓練方法を協議し実施する。
- ・ 訓練には避難に関わる住民、登山者、自主防災組織、避難促進施設、関係事業者にも参加を呼びかける。
- ・ 訓練の結果を検証し、本計画等に反映させる。

5. 日光白根山周辺保全対象施設及び道路等

山頂からの距離	栃木県側		群馬県側	
	日光市		片品村	沼田市
～500m (想定火口内)	【登山道】 ・五色沼避難小屋付近分岐～山頂		【登山道】 ・弥陀ヶ池西（仮称）分岐～山頂 ・七色平避難小屋付近分岐～山頂	—
～2.0km	【施設】 ・五色沼避難小屋 【登山道】 ・湯元温泉登山口～山頂 ・金精峠登山口～金精峠分岐		【施設】 ・七色平避難小屋 【登山道】 ・菅沼登山口～金精峠分岐 ・金精峠分岐～山頂 ・菅沼登山口～山頂 ・日光白根山ロープウェイ山頂駅登山口～山頂	—
～3.5km	【施設】 ・日光湯元スキー場 【道路】 ・国道120号		【施設】 ・丸沼高原スキー場 ・菅沼キャンプ村 ・山小屋（売店） ・日光白根山ロープウェイ 【道路】 ・国道120号	—

6. 噴火警戒レベル1～3に応じた具体的な防災対応等

警戒が必要な範囲内の施設、登山道、道路等における具体的な防災対応については、次のとおりとする。

噴火警戒レベル	登山道・道路 規制ポイント・区間	管理者	規制実施機関	その他	警戒が必要な範囲内の施設・道路等の防災対応	
3 完全 入山規制	山頂から3.5km程度内の 立入規制	1 日光白根山ロープウェイ 山麓駅～山頂駅	日本製紙総合開発 (株) 丸沼高原事業部 (ロープウェイ)	片品村 丸沼高原事業 部		【施設】 → 閉鎖・運休又は一部閉鎖 ・日光湯元スキー場 ・丸沼高原スキー場 ・菅沼キャンプ村 ・山小屋(売店) ・日光白根山ロープウェイ:山麓駅～山頂駅 【道路】 → 通行止め ・国道120号 冬期間 (丸沼高原スキー場入口ゲート～金精ゲート) それ以外の期間 (湖荘入口国道分岐～金精ゲート)
		2 国道120号 (丸沼高原スキー場入口付近 ～金精ゲート)	群馬県・栃木県	沼田土木事務 所 日光土木事務 所	冬期:各ゲート(両県) それ以外:環湖荘入口国道分 岐～金精ゲート	【登山者・観光客】 → 入山規制、避難 ・周辺施設、各機関HP等において、噴火警戒レベル、 立入規制、交通規制等の内容周知。 ・発令時、該当地域内に登山者がいる場合は、多様な 情報伝達手段(防災行政無線、緊急速報・エリアメールな 等)を活用し、規制区域外への避難を周知。道路は、広報 車等により区域外へ誘導。 ・避難時は、ロープウェイは原則使用しない。
2 一部 入山規制	山頂から2.0km程度内の 立入規制	1 湯元温泉登山口～山頂	日光市	日光市		【施設】 → 閉鎖 ・五色沼避難小屋 ・七色平避難小屋 【登山道】 → 立入禁止 ・湯元温泉登山口～山頂 ・金精峠登山口～金精峠分岐 ・金精峠分岐～山頂 ・菅沼登山口～金精峠分岐 ・菅沼登山口～山頂 ・日光白根山ロープウェイ山頂駅登山口～山頂
		2 金精峠登山口～金精峠分岐	日光市	日光土木事務 所 日光市		【登山者・観光客】 → 入山規制、避難 ・各登山口、周辺施設において、噴火警戒レベル、立 入規制等の周知看板の設置・案内 ・各機関HP等において、噴火警戒レベル、立入規制 等の内容周知。 ・発令時、該当地域内に登山者がいる場合は、多様な 情報伝達手段(防災行政無線、緊急速報・エリアメールな 等)を活用し、規制区域外への避難を周知
		3 菅沼登山口～金精峠分岐 金精峠分岐～山頂	—	片品村 (株)丸沼		
		4 菅沼登山口～山頂	群馬県	片品村 丸沼高原事業 部		
		5 日光白根山ロープウェイ 山頂駅登山口～山頂	日本製紙総合開発 (株) 丸沼高原事業部 (ロープウェイ)	片品村 丸沼高原事業 部		
1 五色沼避難小屋付近分岐～山 頂	— (五色沼避難小屋は、 栃木県管理)	日光市				
※1 状況により想定火口 (500m)内への立入規 制	※1 状況により想定火口 (500m)内への立入規 制	2 弥陀ヶ池西(仮称)分岐～山頂	群馬県	片品村 丸沼高原事業 部		【施設】 ・なし 【登山道】 → 立入禁止(状況により) ・五色沼避難小屋付近分岐～山頂 ・弥陀ヶ池西(仮称)分岐～山頂 ・七色平避難小屋付近分岐～山頂 【登山者・観光客】 → 入山規制、注意喚起 ・五色沼避難小屋付近分岐、弥陀ヶ池西(仮称)分岐、 七色平避難小屋付近分岐及び各登山口において立 入規制等の周知看板の設置・案内 ・各機関HP等において、噴火警戒レベル、立入規制等 の内容周知
		3 七色平避難小屋付近分岐～山頂	—	片品村 丸沼高原事業 部		
		規制区間なし				
1 状況により 一部入山規 制	規制区間なし					【登山者・観光客】 ・各機関HP等において、噴火警戒レベル等の火山 情報の提供

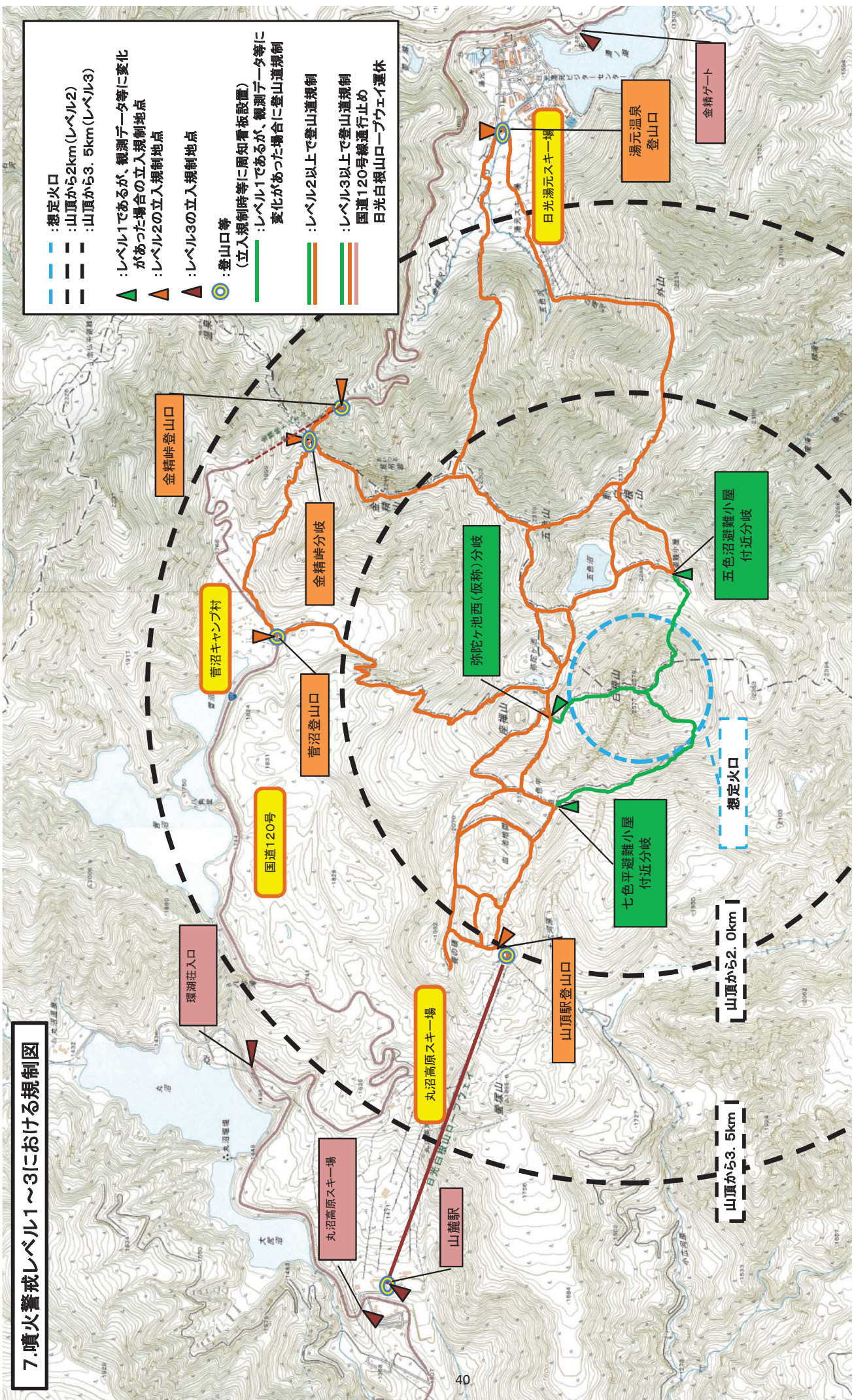
※1 状況によりとは、常時観測データの値に変化があった場合で、変化の値がレベル2にへ引き上げる基準に満たない場合。

【規制実施機関の考え方(案)】

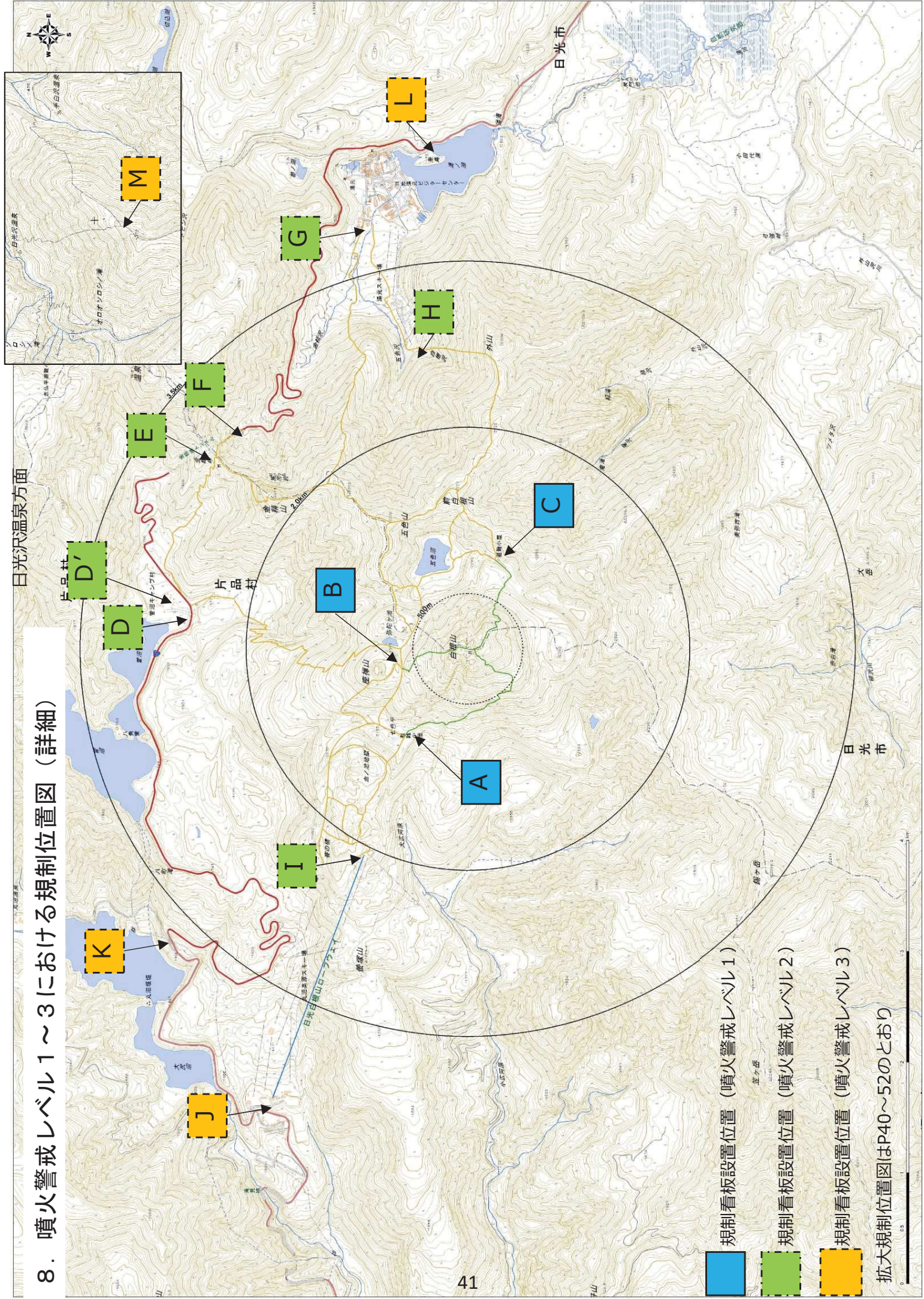
- ① 登山道等の管理者が、自ら実施することを基本とする。
 - ② 管理者が不明な場合は、協議会において協議をし、実施機関を決定するものとする。
 - ③ 規制に当たっては、実施機関を中心として、関係機関が協力して実施するものとする。
- ※1 関係機関は、噴火警戒レベルに応じて、注意喚起又は立入規制周知の看板等を設置する。
- ※2 登山ポイント以外にも、登山者等が利用する施設に看板等を掲示するよう努める。
- ※3 看板等を設置(又は撤去)した機関は、速やかに協議会事務局に報告する。
- ※4 事務局は、看板設置状況等について、適宜、各自治体に報告する。
- ※5 各自治体は、HP等に規制状況を掲示するなど、住民や登山者等への周知に努める。

7.噴火警戒レベル1～3における規制図

- : 想定火口
- : 山頂から2km (レベル2)
- : 山頂から3.5km (レベル3)
- ▲: レベル1であるが、観測データ等に変化があった場合の立入規制地点
- ▲: レベル2の立入規制地点
- ▲: レベル3の立入規制地点
- : 登山口等 (立入規制時等に周知看板設置)
- : レベル1であるが、観測データ等に変化があった場合に登山道規制
- : レベル2以上で登山道規制
- : レベル3以上で登山道規制
- : 国道120号線通行止め
- : 日光白根山ロープウェイ運休

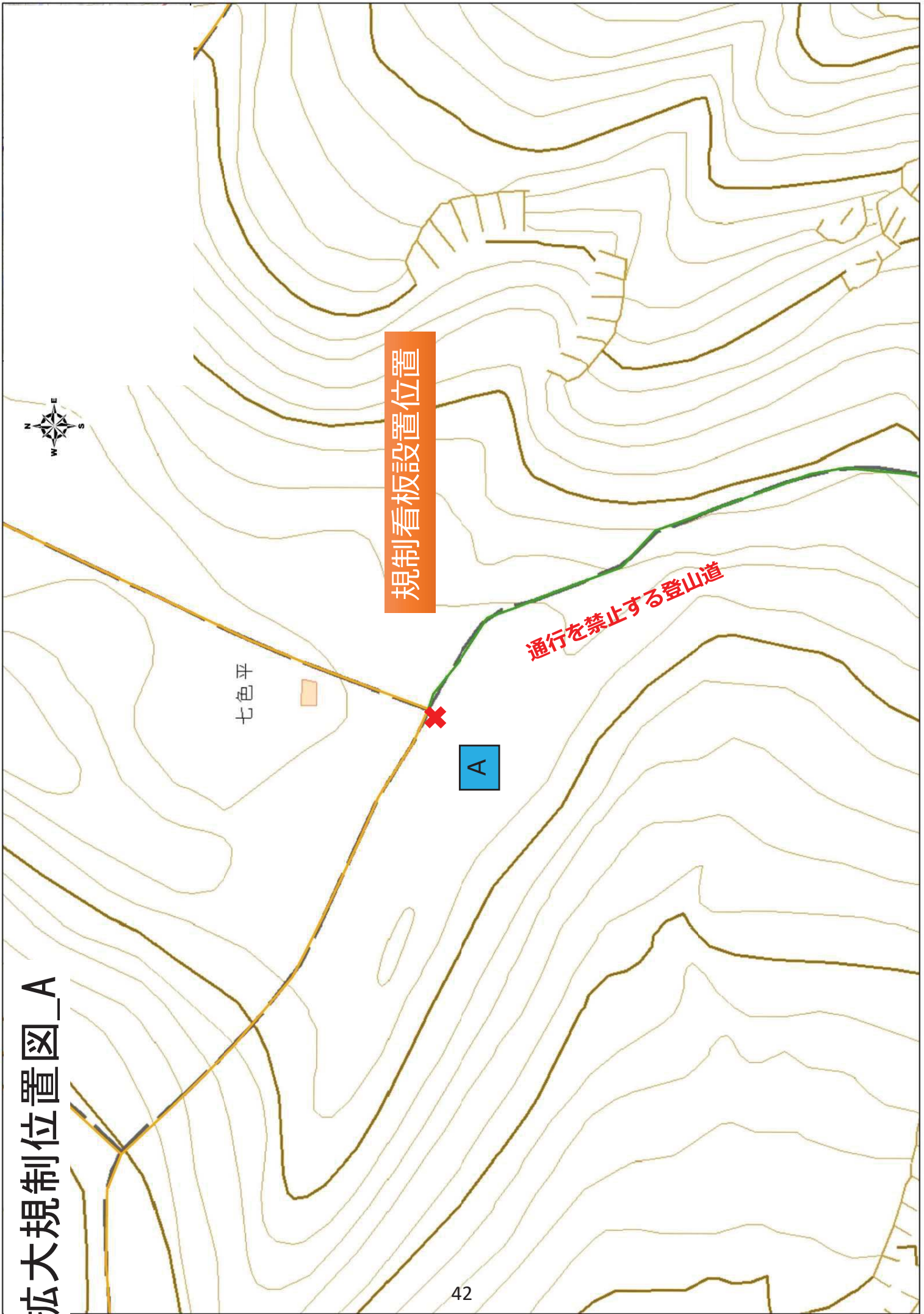


8. 噴火警戒レベル1～3における規制位置図（詳細）

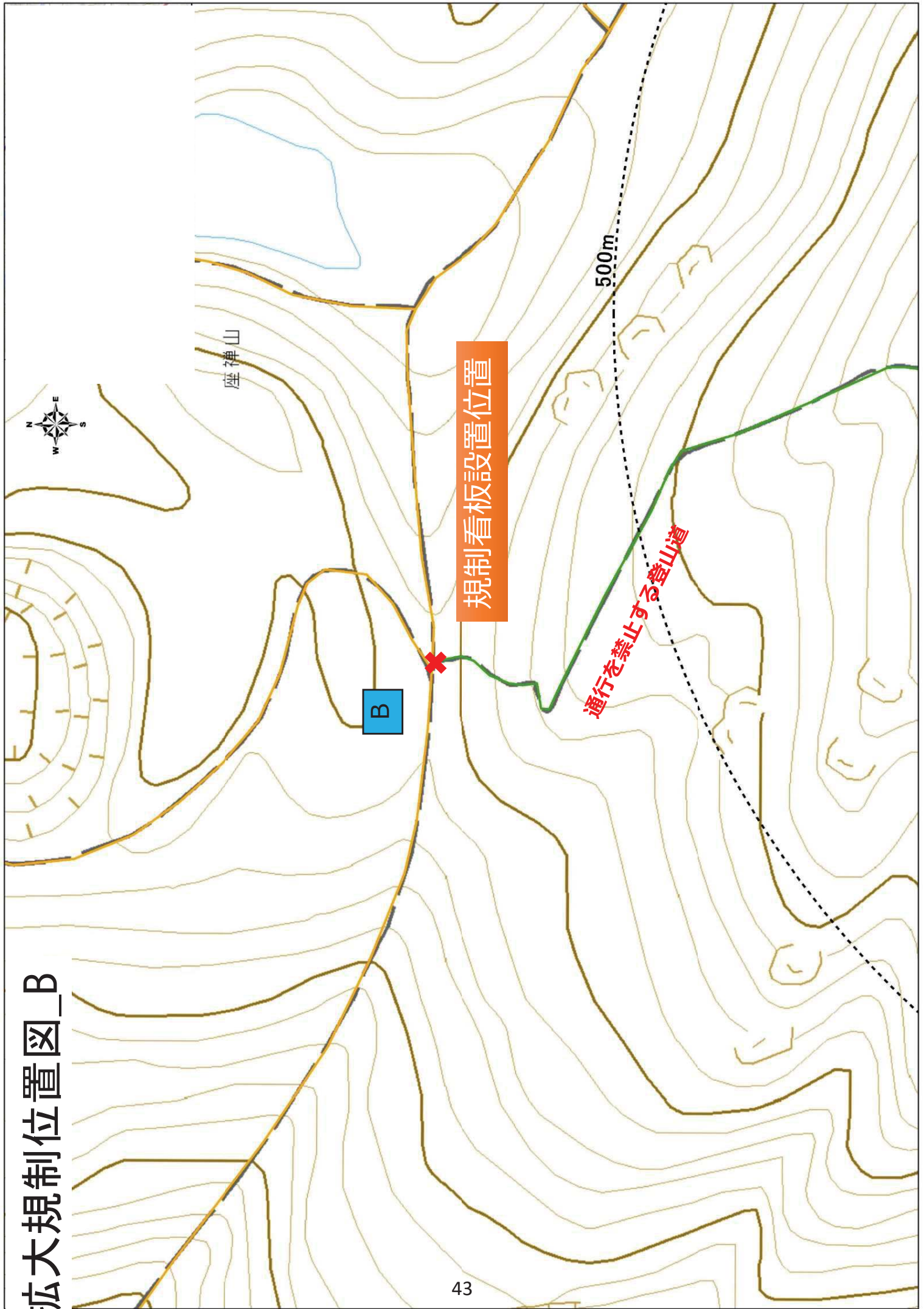


拡大規制位置図はP40～52のとおり

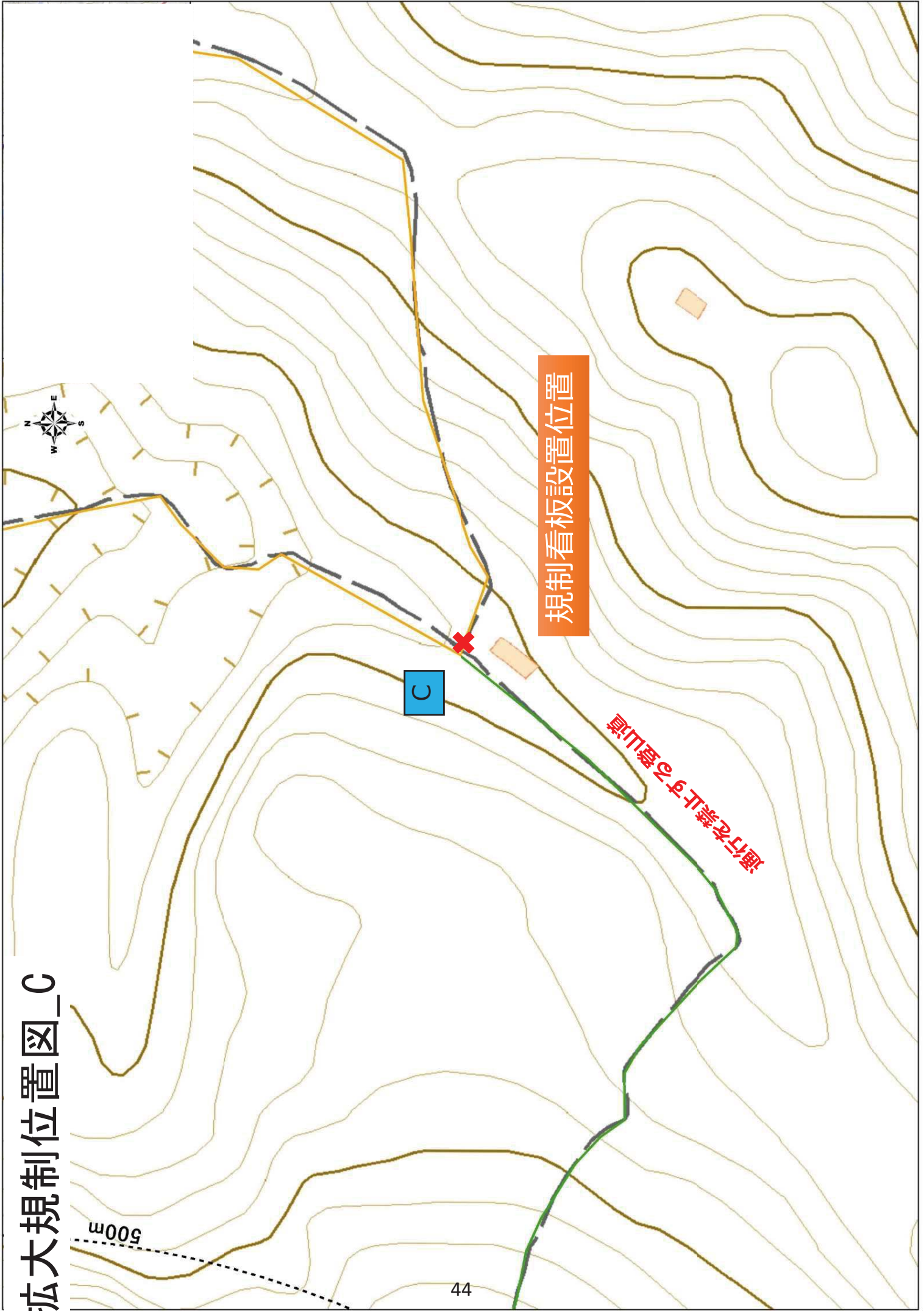
拡大規制位置図_A



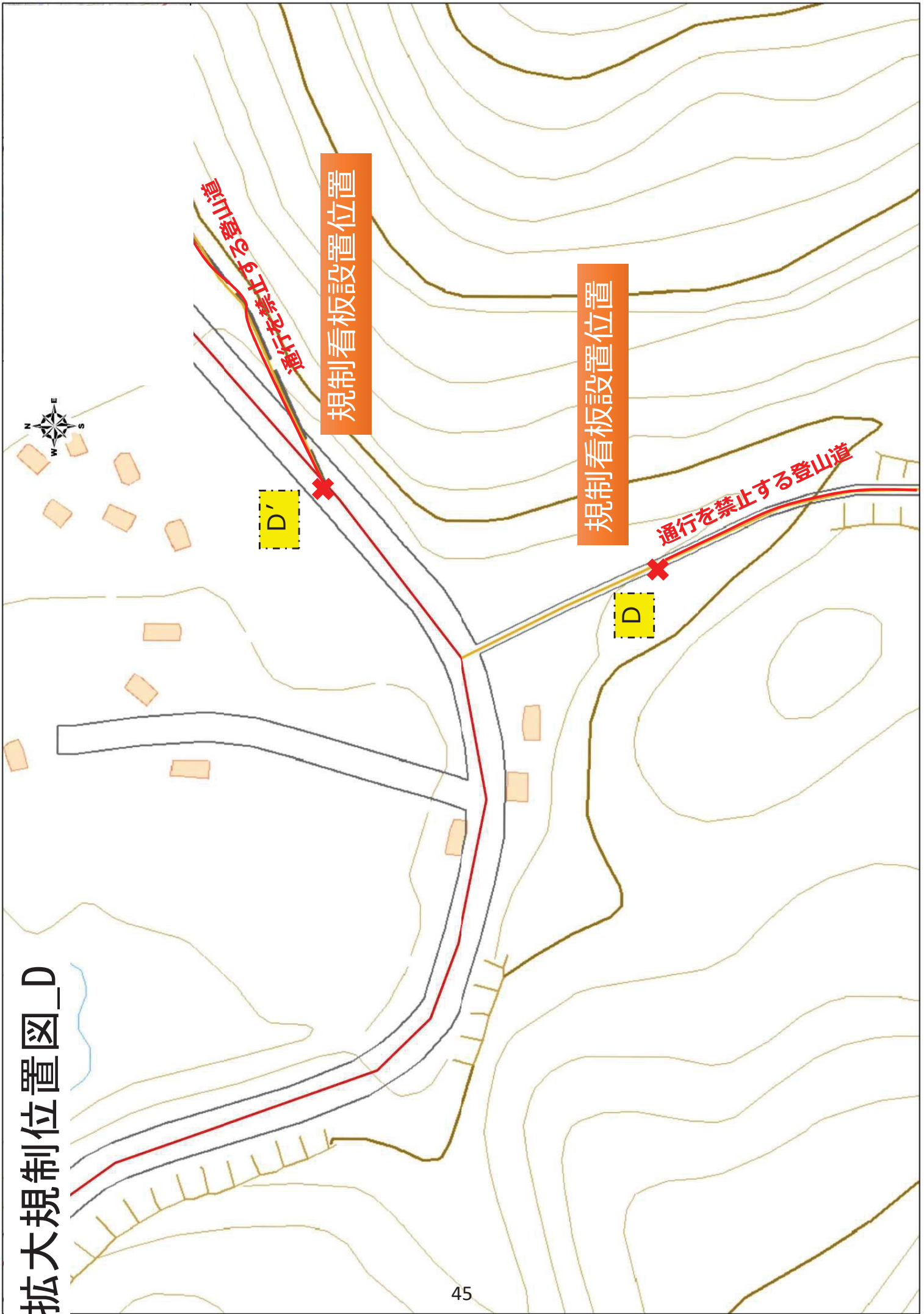
拡大規制位置図_B



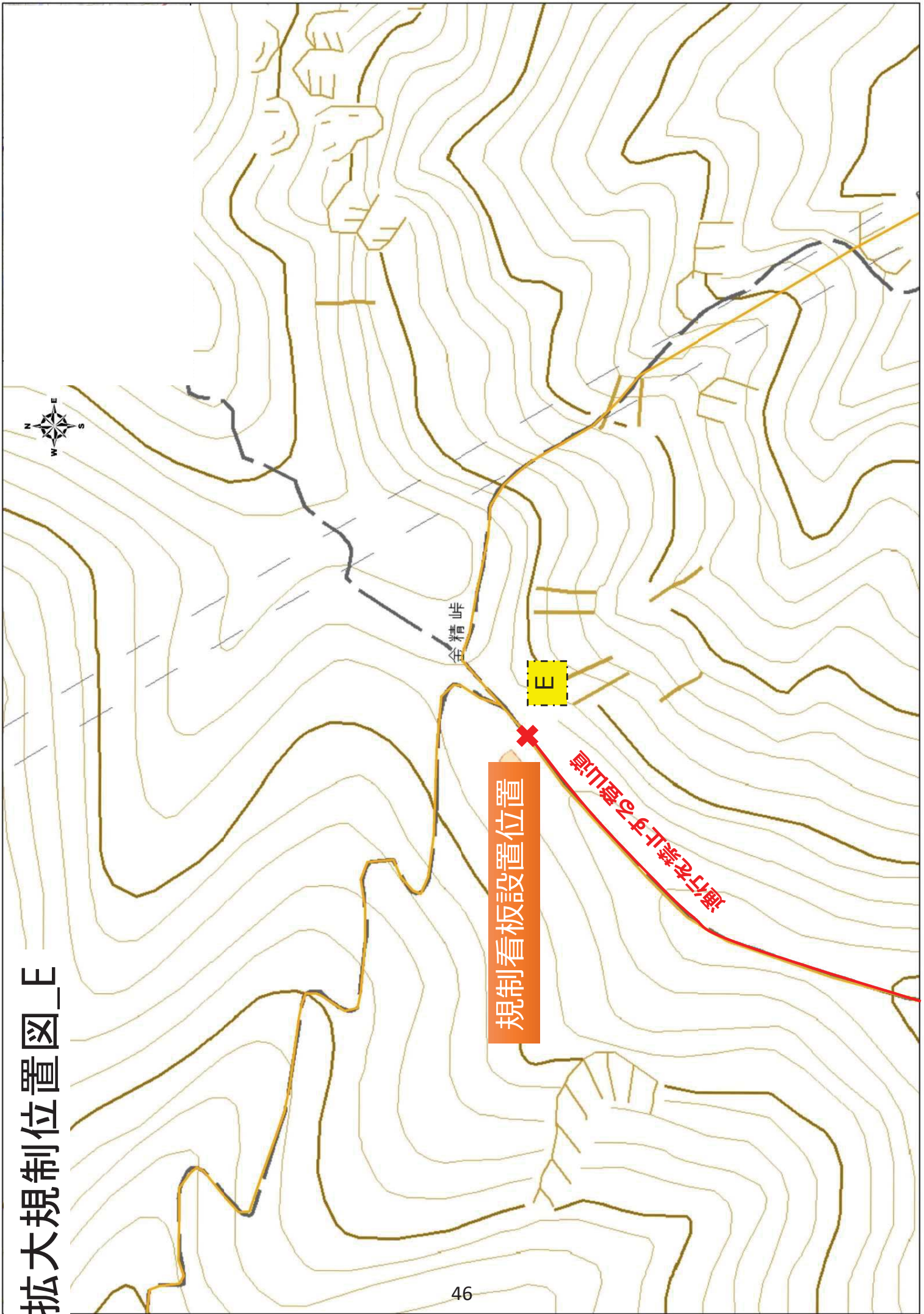
拡大規制位置図_C



拡大規制位置図_D



拡大規制位置図上

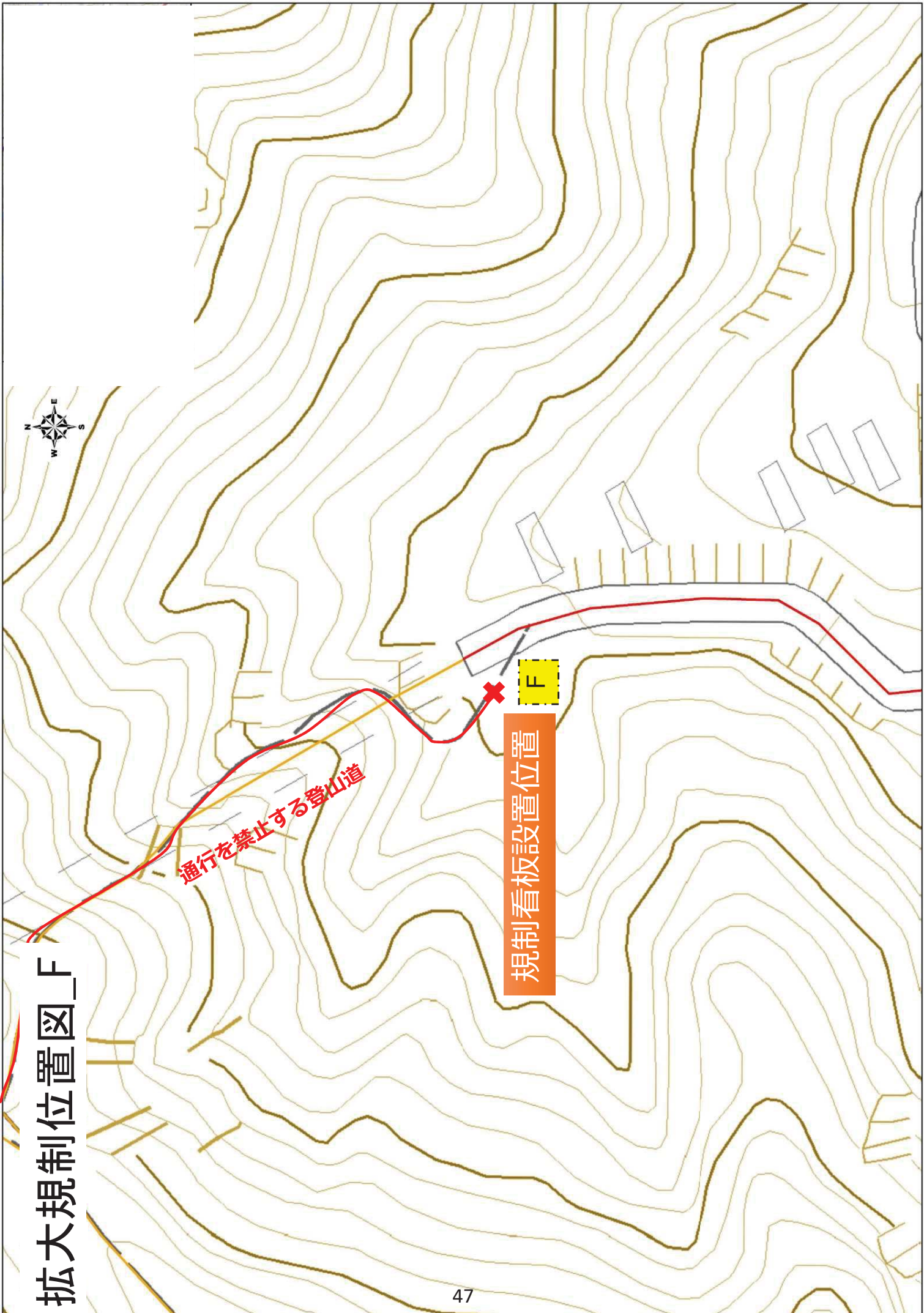


拡大規制位置図_F

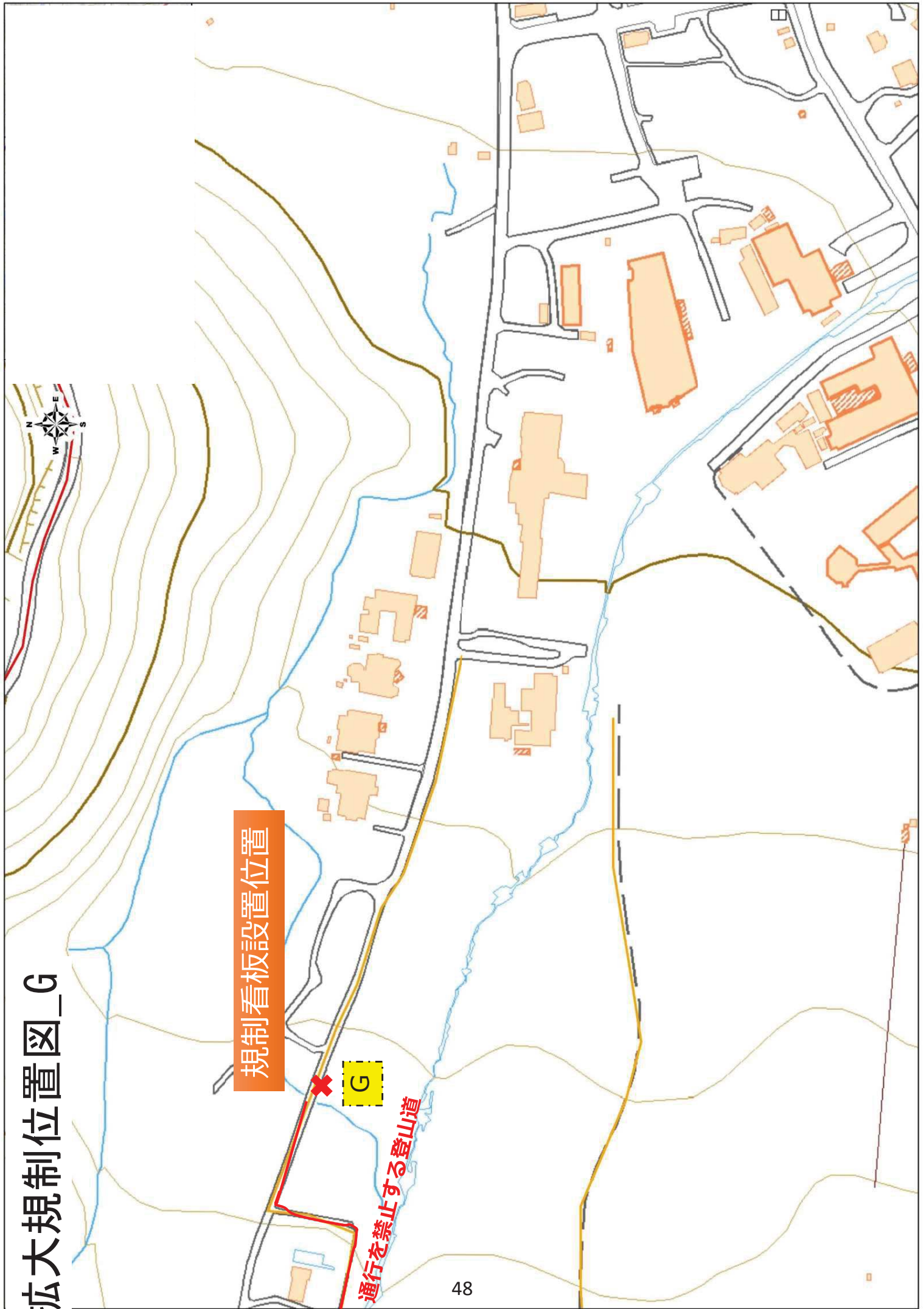
通行を禁止する登山道

規制看板設置位置

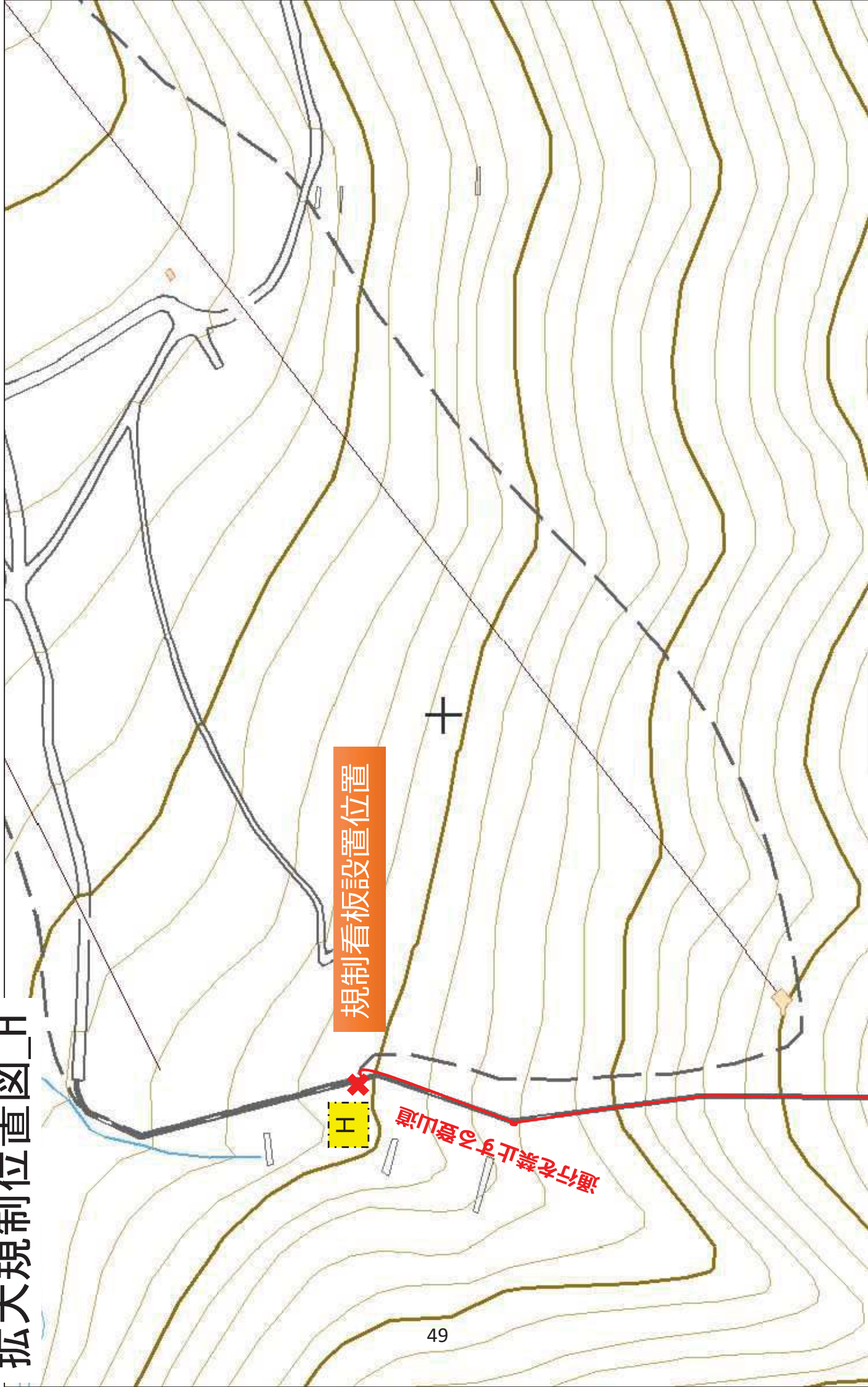
F



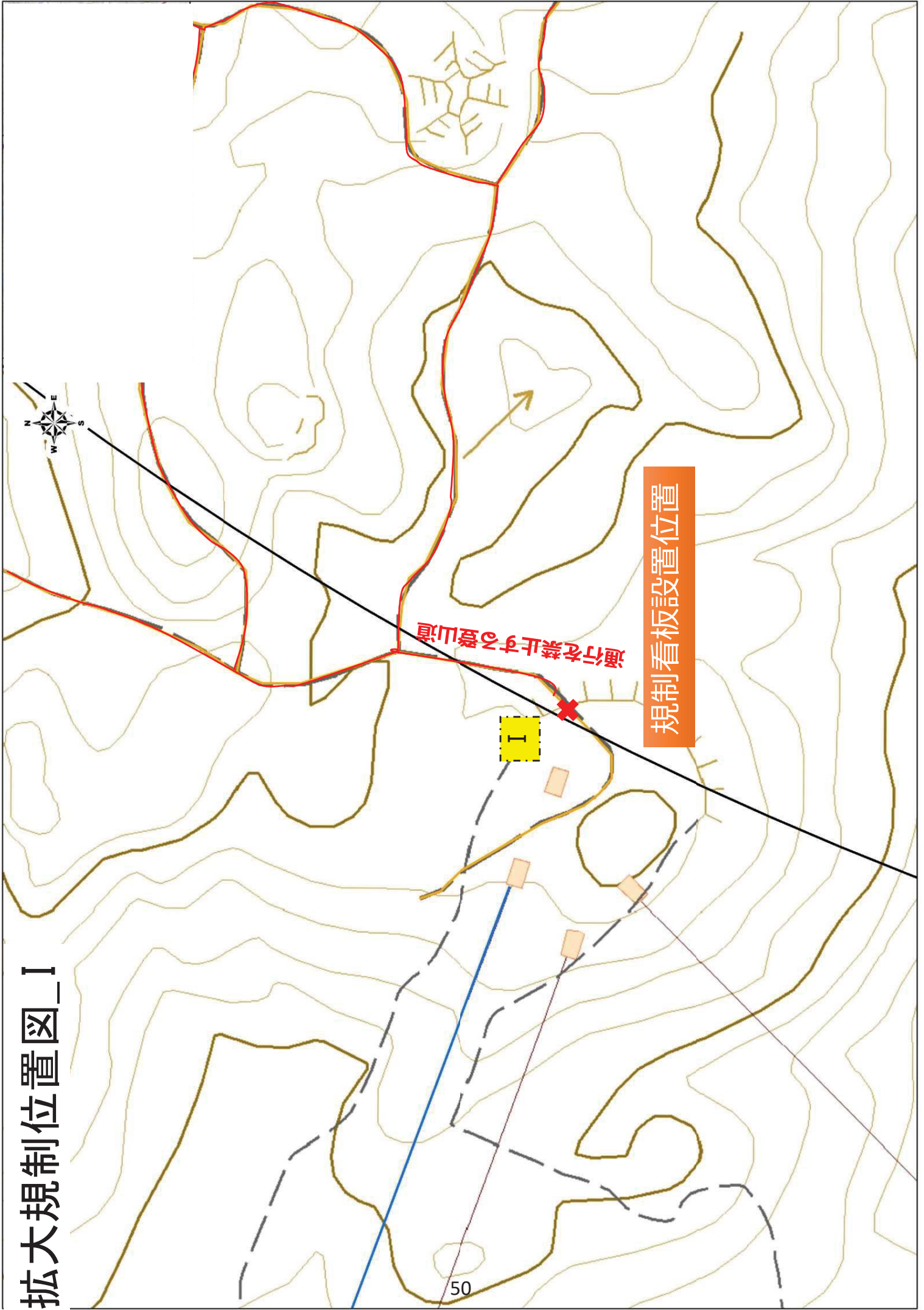
拡大規制位置図_G



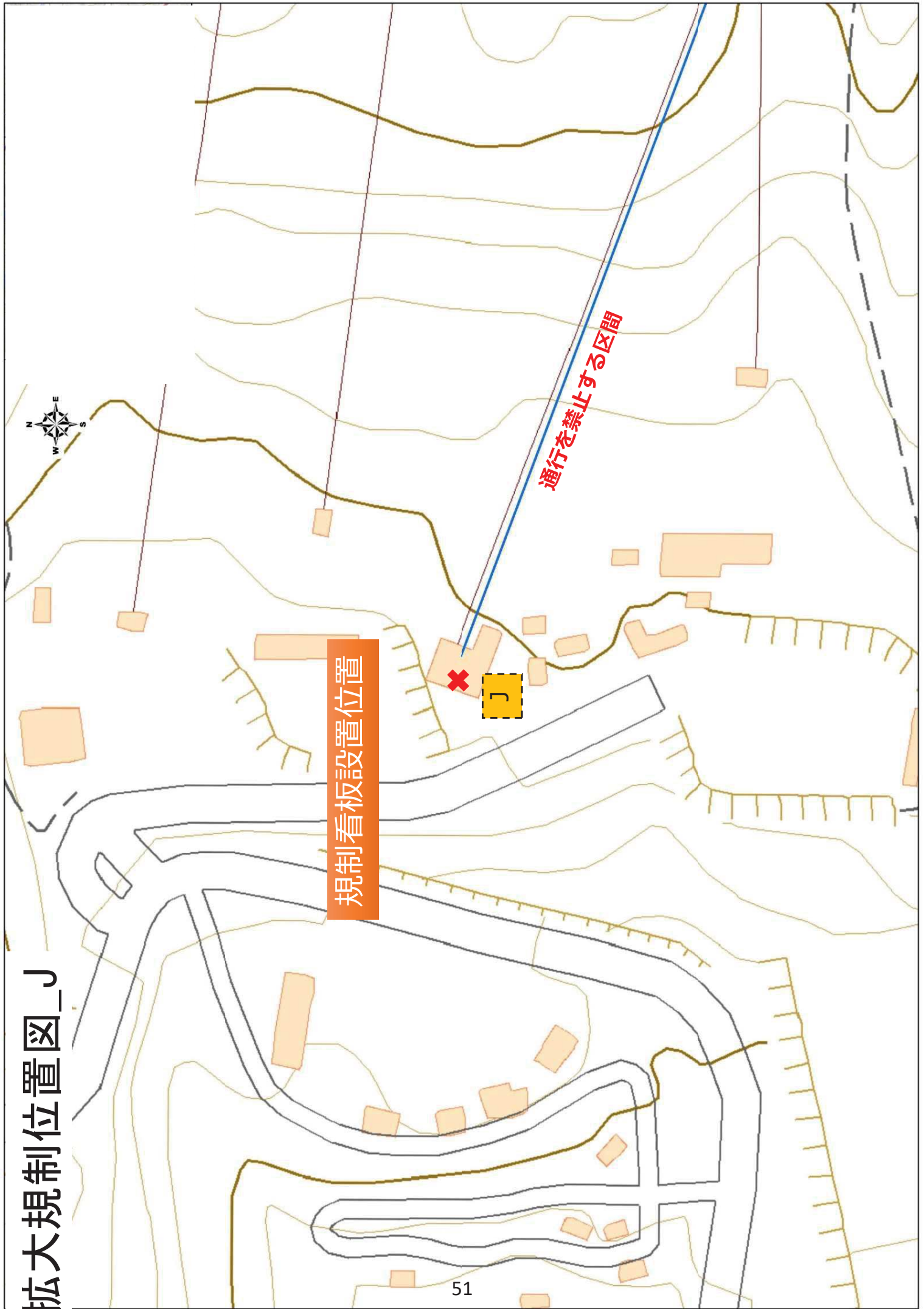
拡大規制位置図_H



拡大規制位置図_I



拡大規制位置図_J

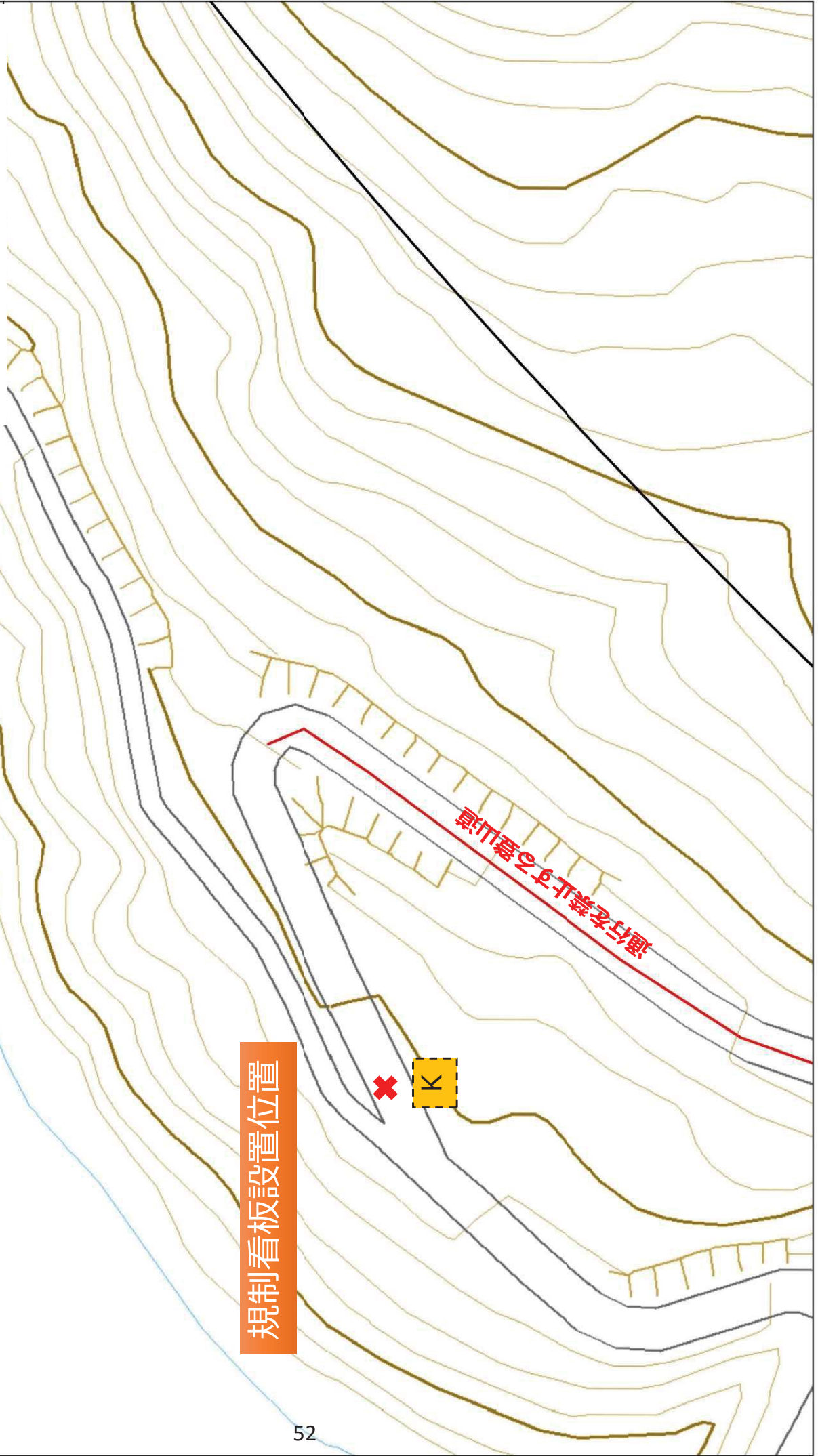


規制看板設置位置

通行を禁止する区間

擴大規制位置圖_K

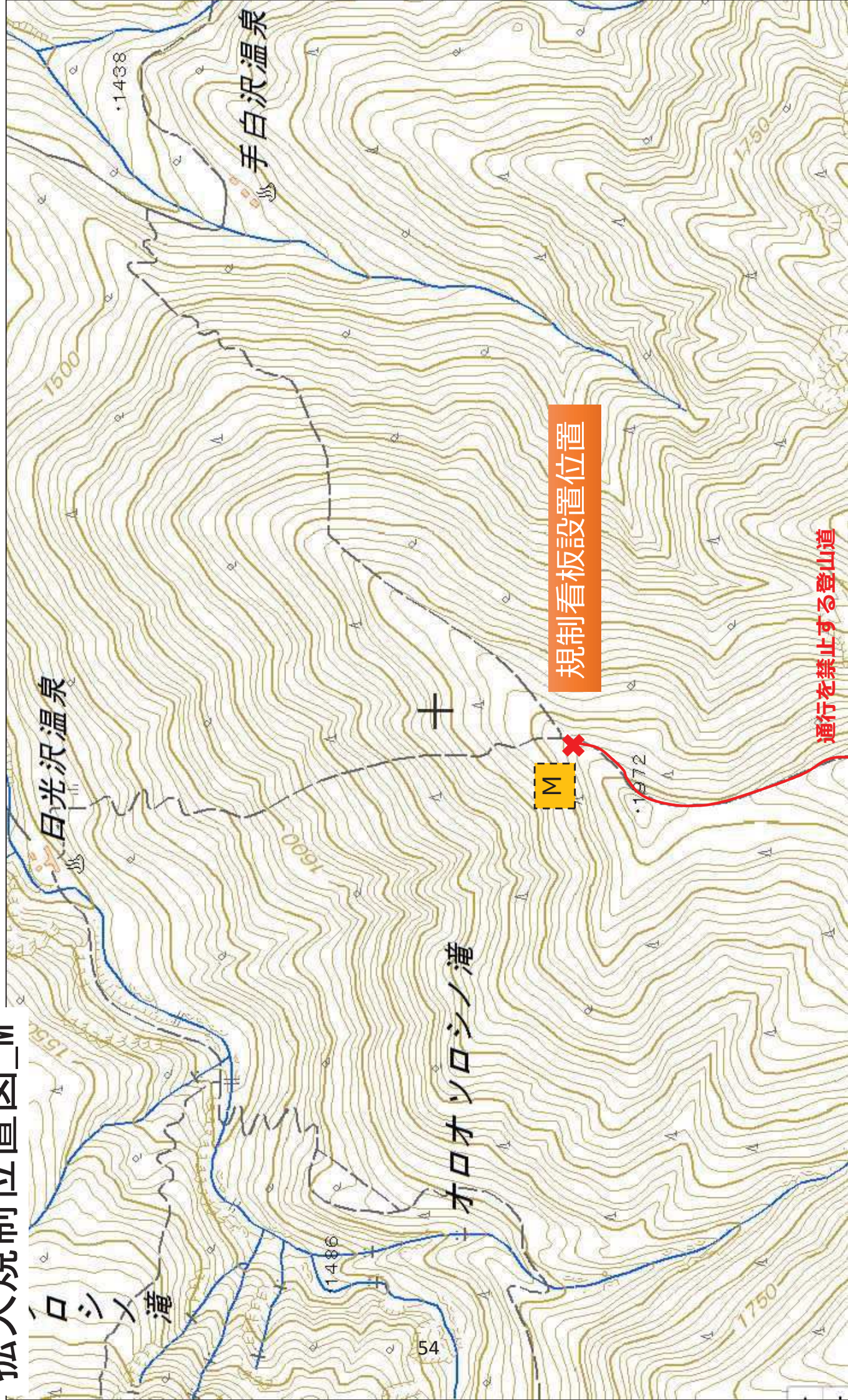
規制看板設置位置



拡大規制位置図上



拡大規制位置図_M

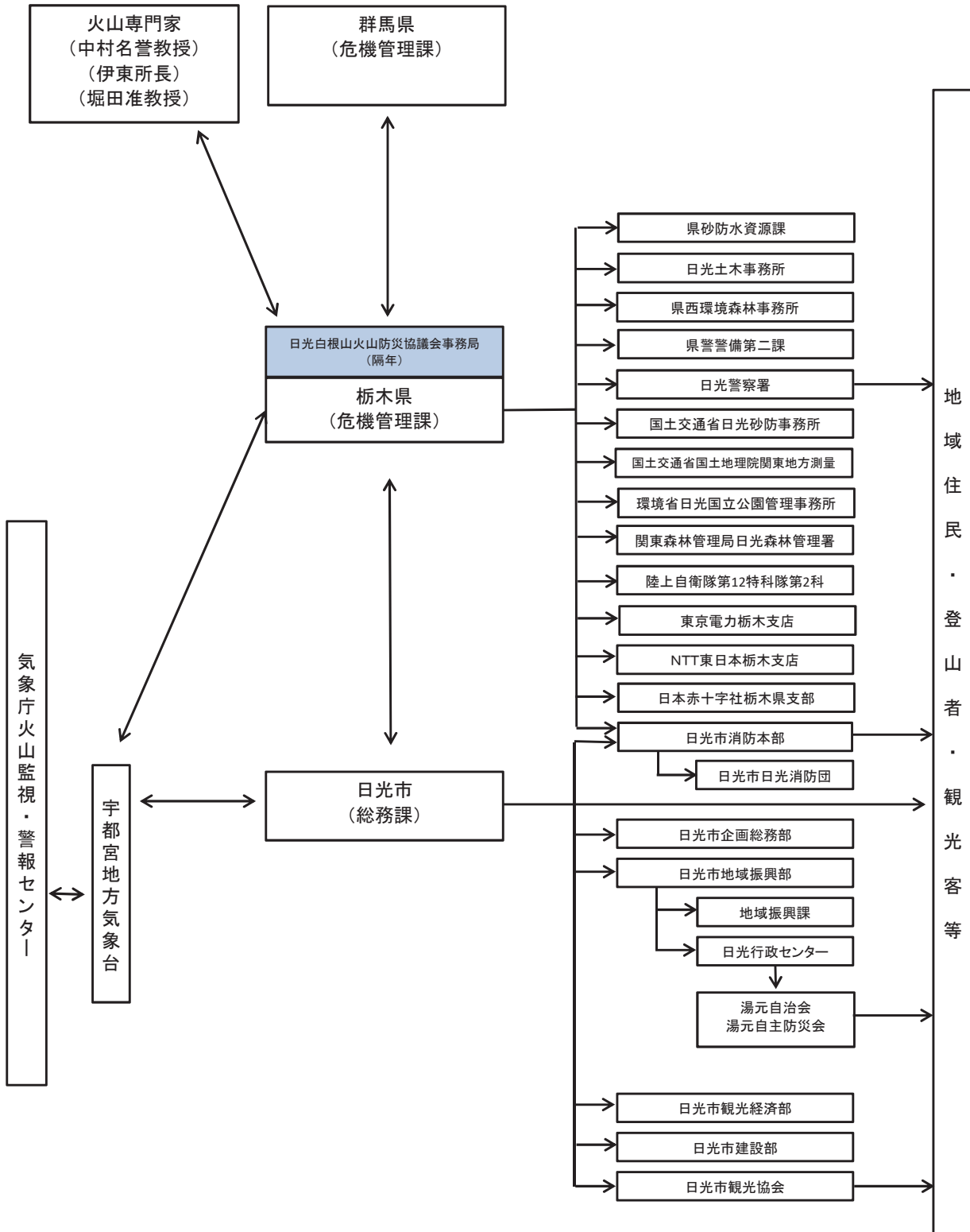


9. 火山活動異常時における各機関の役割

火山活動異常時における各機関の主な役割、防災体制については、次のとおりとする。

栃木県	群馬県	主な役割
気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センター		<ul style="list-style-type: none"> 火山活動観測、監視 噴火警報(噴火警戒レベル)等の発表、解説 火山防災情報資料の作成・支援 機動調査観測の実施 報道機関対応
宇都宮地方気象台	前橋地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> 噴火警報(噴火警戒レベル)等の伝達、解説 報道機関対応
国土交通省 日光砂防事務所	国土交通省 利根川水系砂防事務所	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集 土砂災害防止法に基づく緊急調査の対応 (災害対応支援に関する人材、資機材の派遣)
環境省 日光自然環境事務所		<ul style="list-style-type: none"> 情報収集 登山道の通行規制等の情報提供
関東森林管理局 日光森林管理署	関東森林管理局 利根沼田森林管理署	<ul style="list-style-type: none"> 管理区域の状況把握・対応
栃木県	群馬県	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集、集約 関係機関への情報提供 入山規制(道路や登山道の規制) 自衛隊への災害派遣要請 応急、緊急対策工事 報道機関対応
日光市	沼田市 片品村	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集 警戒区域の設定 入山規制(登山道の規制) 観光客、住民への情報提供(広報) 報道機関対応 《以下、日光市・片品村のみ》 避難勧告・指示等の発表(判断) 避難所等の設営・運営
栃木県警察本部 日光警察署	群馬県警察本部 沼田警察署	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集 人命救助、その他救助に関する活動 避難誘導 警戒広報
日光市消防本部	利根沼田広域消防本部	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集 人命救助・その他救助に関する活動 避難誘導、傷病者搬送 警戒広報
日光市日光消防団	片品村消防団	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集 避難誘導、傷病者搬送補助 警戒広報
陸上自衛隊 第12特科隊第3科	陸上自衛隊 第12旅団司令部第3部	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集 人命救助・その他災害派遣等に関する活動
湯元自治会 湯元自主防災会	丸沼高原ベンション村 丸沼高原ベンション村自衛消防団	<ul style="list-style-type: none"> 地域への噴火警報(噴火警戒レベル)等の周知、避難誘導
日光市観光協会	沼田市観光協会 利根町観光協会 日本製紙総合開発(株)丸沼高原事業部 (株)丸沼 片品村観光協会	<ul style="list-style-type: none"> 観光施設、観光客等への噴火警報(噴火警戒レベル)等の周知 施設利用者の安全管理、避難誘導
宇都宮大学 中村洋一名誉教授 放送大学栃木学習センター 伊東明彦所長 東京大学 堀田准教授		<ul style="list-style-type: none"> 火山活動調査・分析(助言) 日光白根山火山防災協議会への助言

(栃木県)



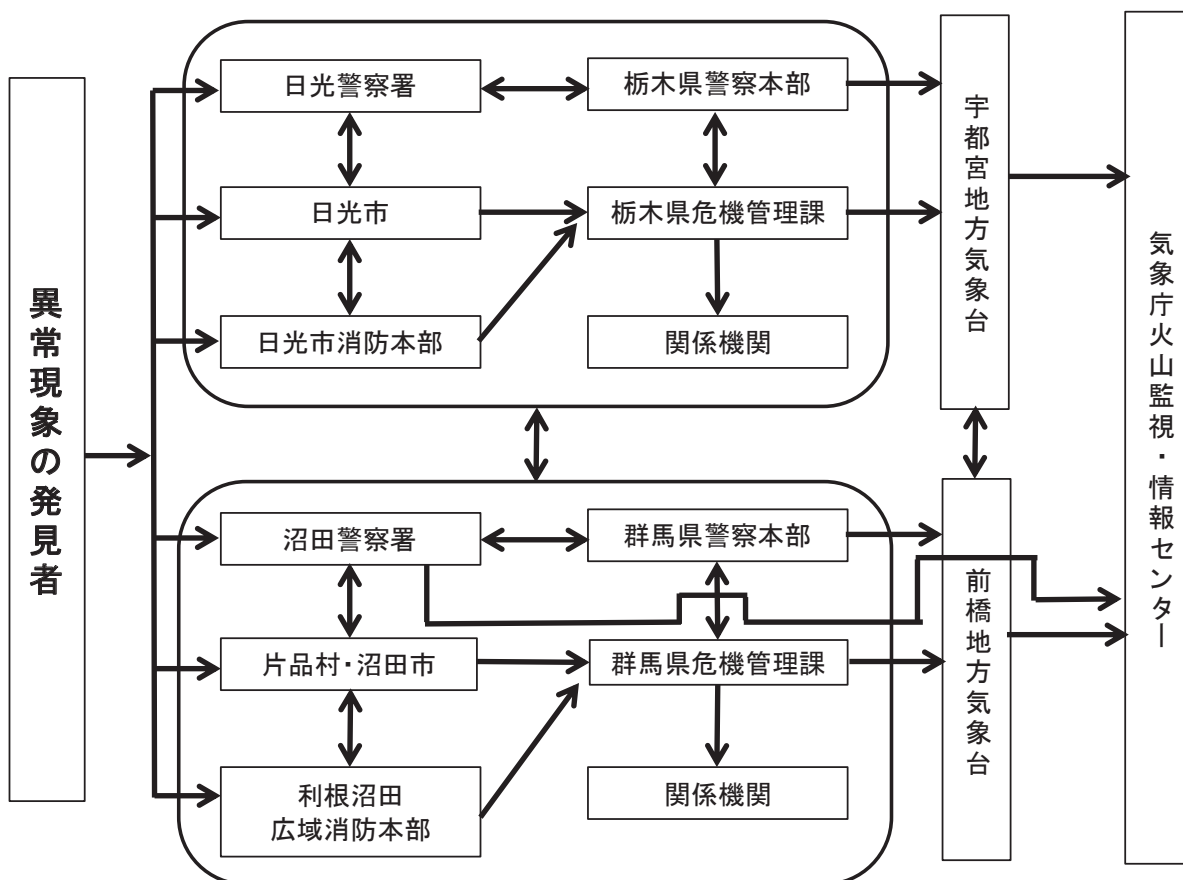
(2) 異常現象等の発見者通報

日光白根山の火山活動と思われる異常現象を発見または覚知した者からの通報を受けたときは、以下により関係機関に通報するものとする。

【通報を要する異常現象】

- 噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、熱雲等）及びそれに伴う降灰等
- 火山地域での火映、鳴動の発生、地震の群発
- 火山地域での山崩れ、地割れ、地盤の上昇・沈下・陥没等の地形変化
- 噴気口・火口の新生拡大・移動、噴気噴煙の量・色・温度あるいは昇華物等の顕著な異常変化
- 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大あるいは移動及びそれらに伴う草木の立ち枯れ等
- 火山付近の湖沼、河川の水の異常変化（量・臭い・色・温度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石、魚類等の浮上等）

【通報系統図】



【引用文献】

- ・大森房吉（1918）日本噴火誌上編．震災予防調査会報告，86，1-236.
- ・奥野 充（1993）日光白根山の噴火史．日本地理学会予稿集，44，66-67.
- ・奥野 充・守屋以智雄・中村俊夫（1994）那須茶臼岳，高原山，日光白根山の最近6000年間の噴火頻度．名古屋大学加速器質量分析計業績報告書，5，207-216.
- ・気象庁（1952）気象要覧，637，62.
- ・気象庁（2013）日光白根山．日本活火山総覧（第4版），619-629.
- ・佐々木実・橋野 剛・村上 浩（1993）日光火山群，日光白根火山及び三ツ岳火山の地質と岩石．弘前大学理科報告，40，101-117.
- ・佐々木実（1994）日光火山群の岩石学．月刊地球，16，221-230.
- ・産業技術総合研究所：活火山データベース <http://riodb02.ibase.aist.go.jp/db099/>
- ・鈴木毅彦・奥野 充・早川由紀夫（1994）テフラからみた日光火山群の噴火史．月刊地球，16，215-221.
- ・高橋正樹（1994）日光白根火山周辺域における20ka以降の浅部マグマ供給モデル．月刊地球，16，231-236.
- ・高橋正樹・小堀容子・矢島有紀子（1995）日光白根火山下マグマ供給システムの岩石学的モデル．月刊地球，17，113-119.
- ・長谷川昭・松本 聡（1995）日光火山群の深部構造．科学，65，650-658.
- ・栃木県日光土木事務所・（財）砂防・地すべり技術センター（1996. 3）平成7年度火山砂防計画検討業務（湯川）報告書.

【参考文献】

- ・奥野 充・筒井正明（1998）日光白根火山．フィールドガイド日本の火山① 関東・甲信越の火山Ⅰ，築地書館，42-51.
- ・内閣府（2016.12）噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き